

令和7年9月3日（水曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

令和7年第3回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	安土哲君
企画調整課長	千葉忠弘君
町民福祉課長	相澤光治君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	岩渕茂樹君
会計管理者	佐藤進君
会計課長	大宮司綾君
水道事業所長	赤間春夫君
危機管理監	田瀬高広君
建設課参事	梁川秀幸君
総務課総務管理班長	岸淳一君
教育長	内海俊行君

教育次長兼課長

蜂谷文也君

事務局職員出席者

事務局長 千葉浩司 主査 高橋洵子
主事 庄司広紀

議事日程（第2号）

令和7年9月3日（水曜日） 午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回松島町議会定例会を再開します。

傍聴の申出がございますので、お知らせいたします。-----でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により13番高橋利典議員、1番菅野隆二議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上質問願います。11番小澤陽子議員。

〔11番 小澤陽子君 登壇〕

○11番（小澤陽子君） 11番小澤陽子です。

私は、4年間、様々な場所でこのような発言の機会をお許しいただけたことに心より感謝申し上げます。今日はその感謝の気持ちを込めて質問をさせていただきます。

それでは、質問に入ります。

松島湾の松について。

先日、松島湾のビーチクリーン&無人島整備というイベントに参加してきました。利府町の行政を含む様々な団体とベガルタの応援により実施されたイベントでした。船頭をしていただいた漁師の方々より、松くい虫の被害について、駆除（伐倒）した後が大変だというお話を聞きました。松がなくなるとすぐ雑木林となり、以前の美しい風景とはならず景観自体が変わってしまうので早急な対応が必要であるということでした。その方々は松島湾としての景観を大切にされています。我が町での駆除（伐倒）の後の対応は、どのような状況なのか伺います。

1、松島町分としての島々（無人・有人を含む）の駆除（伐倒）の後の対応はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松くい虫について、質問について答弁してまいります。

本町では特別名勝松島の景観保全のために松くい虫被害の拡大防止に努めており、薬剤の空中散布等を実施しております。島々の駆除につきましては、宮城県で実施しております被害木調査を行い、その結果により、松の幹に直接薬剤を注入する樹幹注入により拡大防止に努めております。

調査の結果、松枯れとなっている木については伐倒駆除となり、薫蒸処理や、島の場合、ヘリコプターにより搬出し、木材チップ処分を行っております。

なお、被害木処理により松が少なくなった箇所には抵抗性松の苗木を植栽し、時間はかかりますけれども、景観再生に取り組んでいるところであります。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。小澤陽子議員。（「はい」の声あり）はい、どうぞ、質問。

○11番（小澤陽子君） 2番の質問に移ります。

松島町の観光にとって景観は非常に大切と思われませんが、島々に雑木が繁茂してきた場合、どの団体や人が対応するのか。また、それに係る費用はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 島々の雑木につきましては、県立自然公園内であるため、県の管理となるところであります。

また、特別名勝の区域でもあり、雑木であっても自然の景観の一部となるため、相当の理由がない場合は伐採等の対応ができないところであります。

以上が現在の取組状況です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 3番の質問に移ります。

上記の団体と参加者は松島湾の松を大切にしていきたいと話をされていますが、松島町では、上記の団体と連携や協力をしたいとか、してみたいという団体等はあるのでしょうか。また、町内で同じような活動をしている団体や個人等はあるのでしょうか、イベントはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員が行かれた松島湾ビーチクリーン&無人島整備、この内容を私はあまり熟知しておりませんが、イベント等につきましては、利府町地域おこし協力隊で主催しているというふうに聞いております。本町に連携や協力したいという団体や個人の方々からのお話は、あまり現在はありません。

なお、過去には、子供たちによる抵抗性松の植樹事業を、みどりの少年団ということで、平成9年から平成11年ぐらいにかけて約500本ずつ、1,500本、みどりの少年団にやっていただいたということは過去にはございますけれども、現在そういう団体はありません。

ただ、松島の松を大切にしてほしいといういろいろな方々からのお話は、私のところに十二分に届いております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 以上で1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問に移らせていただきます。

災害への対応について。

先日、カムチャツカ半島を震源とする大地震が発生し、日本でも津波警報・注意報等が出され、各自治体で対応に追われたことは記憶に新しいことです。日頃からこのような災害発生時に迅速かつ的確な対応により住民の命の危険を守るために訓練をしているが、今回の避難指示から解除までの詳しい内容をお伺いします。

1、地震発生から避難解除までの時系列での対応はどのようなものだったか（開所した施設等、職員の割当て数、避難人数、各避難所の状況等）をお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この質疑に対する答弁につきましては、まず危機管理監から答弁させていただきます。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） それではまず、時系列に係る対応というご質問について答弁させていただきます。

まず、令和7年7月30日に発生しましたカムチャツカ半島を震源とする地震に伴う津波対応につきましてですが、気象庁が津波注意報を発表した8時37分より、松島町地域防災計画の配置基準に基づきまして、警戒配備体制0号配備、これは総務課の職員になります、を配備しまして、9時40分、こちら津波警報が発表されましたが、これに伴いまして特別警戒配備

体制2号配備としました。あわせて、沿岸の行政区へ避難指示を発令しまして、石田沢防災センター、三十刈避難所、高城避難所、白萩避難所、手樽防災センターの計5か所のほうを避難所として開設いたしました。

避難所への職員の割当てにつきましては、1か所につき2名、多いところは3名、2名から3名の職員を配置しておりました。

避難者数、こちらにつきましてですが、最も多い時間帯、これは30日の午前11時時点ですけれども、586名の避難者となっております。

同じ日の30日の20時45分、こちらに津波注意報に切り替わったことから避難指示を解除しまして、町の配備体制も警戒配備体制0号配備のほうに移行し、避難所につきましても、避難者の方がいなかったというのもありましたので、併せて避難所閉鎖といたしました。

なお、津波注意報が解除されたのが翌日7月31日の16時30分だったんですけれども、この津波注意報解除までは、警戒配備体制0号配備、総務課の職員による配備体制を継続していたということです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 私は、自分の住んでいる地域と近隣ということで、主に高城の避難所と磯崎の避難所を実際に自分の目で見てきたことを中心に話をさせていただきます。

今回の地震により避難所として指定した場所以外に避難した施設と人数、それから、その方たちに対しての対応はどのように対応されたのか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 町として開設した避難所5か所のほかに4か所自主開設していたというお話は伺っておりました。それ以外にも、やはり津波ということもありまして高台への避難が前提となりますので、そういった高台への避難の方々もいらっしゃるというのは状況としては把握しておりました。

ただ、対応といたしましては、開設した避難所以外へ、例えば物資とか非常食とか配布できたかということではできていなかったもので、まず、町で開設した5か所、避難所の運営を中心として行ったという状況です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） その4か所というのはお伺いしてもよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君）　こちらで情報として来ていた自主開設した避難所が磯崎の避難所、磯崎避難所、あとは瑞巖寺さんのほうにも避難されていたと。あと長田避難所、あと手樽の名籠避難所。こういった避難所、避難場所には避難されていたというところですか。あと、ホテル新富さんの駐車場も高台避難の場所になっていますので、そちらのほうにも避難されていたという情報は入っていました。

以上です。

○議長（色川晴夫君）　小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君）　避難所を指定したのにもかかわらず、その方たちはなぜその場所に行くことになったのかという理由は、分かる部分がありましたらお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君）　田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君）　やはり津波警報ということもありまして、まずは高台へ、海から離れてという避難が基本原則となりますので、町としても5か所の避難所は開設しましたが、より近いところ、より高い所へ避難されたのかなという分析はしてありました。

以上です。

○議長（色川晴夫君）　小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君）　前回の大地震のときも同様なことがあったと聞いております。今後も同様なことが起きることとされますので、どのような対応というか、適正なお知らせの仕方みたいなのはどのようにしていくのか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君）　田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君）　確かに東日本大震災のときも四十数か所、避難所として町の指定のほかにも含めて開設したという状況でした。ですので、今回はたまたま停電もなく、地震被害もなく、遠隔地の津波ということで停電も地震被害もなく避難できたというのもあったんですけども、やはり情報伝達について、今、各種SNSとかも活用しながらやっておりますけれども、なお、いろいろ研究重ね、ほかの自治体の取組なんかも参考にしながら、より皆さんに伝わるような周知は継続して検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君）　小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君）　それでは、2番に移らせていただきます。

上記の時系列の行動とは別に、SNSやメディアに対しての時系列の対応についてお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） SNS、メディアに対しての時系列の対応ということで、こちら、津波注意報が発表されたことに伴って、8時37分に全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートというシステムになるんですけども、そちらのほうで自動発信による防災行政無線での放送を行ったとともに、LINEと連携するSNSにて情報発信を行っております。

また、9時20分、こちら津波注意報発表時に注意喚起のSNS発信はしてはしましたが、さらに沿岸部や河口部には近づかないように注意する内容で再度情報発信をしてはしました。

その後、津波注意報が9時40分に津波警報に切り替わったということから、Jアラート、全国瞬時警報システムからの自動発信、これの防災行政無線での放送とともに、同じくLINE等で高台への避難を呼びかけてはしました。

9時52分には沿岸の行政区へ避難指示を発令した旨を緊急速報メールにて発信したほか、宮城県の総合防災情報システムのLアラートという機能あるんですけども、そちらのほう活用しまして、避難所開設状況をウェブサイトやテレビのテロップなどに表示して周知を図るとともに、一斉送信メール、安全・安心メールやLINE等でも情報発信しております。

それから、ご質問のあるメディアへの情報提供、こちらにつきましては、先ほど申し上げた宮城県の総合防災情報システムの中のLアラートという機能、こちら入力すれば、自動連携でマスコミ各社さんに情報伝達、あとはネット会社さんにも情報伝達できる仕組みなんですけれども、本部設置の状況、あとは避難所開設の状況をテレビとかラジオとかネット配信事業者、こちらの方に伝達しております。

それから、やはり災害時多いんですけども、報道会社さん、電話での問合せ随時あります。避難者の数とか避難所開設状況なんかは電話でも問合せありますので、そちらのほうはその都度、随時情報提供していたという状況でした。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 警報や、避難してくださいとか、その注意喚起のは十分行われていたと私も感じております。ありがとうございました。

これ、雨災害のときとかほかのときも一緒なんですけれども、避難してくださいと言った後に、じゃあどこに避難しようかなとなったときに、どことどこどこの避難所が開いているのかなと皆さん思われると思うんですね。今回、こことこことこの避難所が開設していますというのは、どのような方法で周知していただけましたか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 避難所の開設情報につきましては、先ほど答弁したLアラートというものを通じてテレビのテロップとかに出ますし、あとk h bのテレビ回覧板もそうです。もちろんLINEとかメールのほうでも情報提供はしておりました。

なお、雨災害等々については、接近、例えば台風のときたか接近が事前に分かっているときには、より早い段階で、こういった避難所開設予定ですという情報は流すようにはしておりましたので、津波とか雨災害、台風等とさまざまな災害種別に応じた対応を今後も取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） LINEとメールということだったんですけれども、避難所開設しましたというLINEとメールの第1報は何時でしたか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） そうですね、9時40分の後に緊急速報メールで、ちょっと時間差はあったんですけれども、9時52分に緊急速報メールというので、避難指示が出たので沿岸部の方は避難してくださいという情報は流しておりました。

避難所開設情報についてはもう少し後の時間帯になっておりましたので、そこでタイム差、時間差が出たので、これは内部のほうでも、やはり業務整理しながら、もう少し早い情報伝達、検討というか、より早い情報提供していかなくてはならないなという反省の部分ではあったところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 私も当日、白萩避難所に最初行かせていただいて、高城保育所のお子さんが避難して下さっていました。それで、お迎えの手続とかしているところだったんですけれども、一般の方は入れない状況だったんですね。その後、JAの高城避難所のほうにも拝見したんですけれども、もう既にいっぱい状況だったんです。

私は、自分が動いていたので、メールとLINEだけをチェックしていた状況だったんですね。ただ一旦、家族がいたので、一旦12時半には自宅に戻って、それでテレビのテロップを見て初めてその避難所が、こことこことこが開設されているというのが、自分は知ることができた。

なので、今の若い方とかというのは働いている方が多いと思いますので、なお、SNSとか、メールとかLINEで、避難所開設しましたと。ただ、せっかくそれを発信したとしても入れない状況なので、そこら辺をやっぱりこの後改善の余地があるかなというのは感じました。

今回は、肝腎要のLINEでのお知らせが遅かったのか、なかったのか、どこに避難したらいいのか、住民の方は素早い対応がなかなかできにくかったと思われま

す。いまだに防災無線では聞こえない場所もあり、津波警報のサイレンが鳴り、初めて何があったのか、どうしたのかという話を町内でも聞いております。

また、大きな災害発生時には、あれほど訓練をして約束事を決めていたのにもかかわらず、できないことも多々あると聞いております。その辺の確かな対応とはどのような対応になるのか。決まった約束事があるのであれば、そのとおりに粛々と進めていただきたいと思いますし、そうでないのであれば、約束事を確立していただきたいと思います。

また、先ほども話をしておりますが、携帯やテレビ、防災無線を見ない、聞こえない高齢の方なども町内にいるということを、どうぞ忘れないようお願いしたいと思います。

次に、3番の質問に移ります。

避難所は各地区の指定管理に任せてあると思われま

すが、その対応時の連携はどうであったのか。また、各施設にある備品等はきちんと整理整頓され使いやすいようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。
○危機管理監（田瀬高広君） 各避難所の指定管理者との連携につきましては、平時、通常時は避難所の管理等々、指定管理者が行いますが、今回のように災害時で避難所として開設された場合には、町の職員が避難所担当として配置される流れとなっております。

そういった避難所開設、避難所として開設されたときに、指定管理者たる区長さんとか、あと地区の役員さんなんかと電話等々でやり取りしながら、現地で配置された職員と連携して対応しているところであります。

また、避難所の備品についてなんですけれども、こちら施設ごとに整理して記録しているほかに、避難所に物資の目録を記載したのも掲示はしております。本当に文字だけの目録なんですけれども、そういったものは掲示しております。ただ、一部の避難所では、地区で用意している、所有している備品と混在しているというところも実際はありましたので、これは、今後、各地区の各指定管理者と調整して、その部分は整理していく必要があるかなと

は考えておりました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 避難所の指定は対策本部で指定することとなると思いますが、仮に迅速に同地区のほかの場所を開設することとなる場合、そのとき本部と連絡が取れなくなる場合も想定されると思います。そのときの対応は、地区や地域にお任せしているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） おっしゃるように情報伝達手段等々が途絶した場合には、地区の区長さん等々にも連絡は難しくなります。また、災害規模が大きくなればなるほど、実際問題、職員がすぐ避難所に張りつけられるかという、なかなかそういった状況にはないというのが現実です。

ですので、地区にお任せというか、地区で運営していただくように、自主防災組織の訓練なんかでもお話ししながら、例えば、去年も磯崎区のほうで白萩避難所使ってやったんですけども、そのときにも、行政としての東日本大震災の実例踏まえた限界点なんかもお話ししながら、当初立ち上げからは自主的な運営が必要になりますよなんて話もしているところだったので、地区の温度差なりはあるかもしれないですけども、各行政区ごとに、職員が配置できない場合、また本部から連絡行けない場合は、自主的に避難所立ち上げて運営していただけるようなお話ししていると、そういう状況ではあります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） そうですね、はい、よろしくお願いします。

今回の高城地区のJAのビルの場合は、A&COOPの職員さんと、それからJAの職員さん、それから郵便局の職員さんが避難してくださっていました。同じように一般の住民の方々も多く避難して、かなり手狭になっているような状況でしたが、さらにもし避難してくださった場合はどのような対応をする予定でしたか。

○議長（色川晴夫君） 危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 確かに高城避難所につきましては、留守家庭のサテライトやっていたのもあって、あと児童館からも避難してきたということもあって、お子様と大人の方が一緒になったというのもありました。

例えば、その施設があふれてしまったという状況になった場合には、これはもう、実際、東

日本でもやっていたことなんですけれども、例えば、可能であればですけれども、バスなんかを町で用意して、空いている避難施設とか、新たに開設して、そこへ移送するというような対応もあり得るのかなとは考えておりますし、実際そういった避難所の移送は十分あり得るので、バスの配置、配備なんかも町としては考えている。実際今あるバスですけれども、それを運用できるように、実際訓練等々も行っていかななくてはならないかなと考えているところ
です。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） そのような状況になったときは、ぜひよろしく願います。

また、白萩避難所におきましては、車で避難してくる方々の対応を避難所の中の対応とは別に
にしてはどうかと思われま

す。その件につき、もうちょっと詳しくお話をさせていただきますと、まず、雨災害のときは、
車
がもう既にある状況なんですね。もう天気予報で雨となった場合は、何か、知り合いの方
という
か、分かっている方がもう車になっています。実際じゃあ避難してくださいという注
意報
や警報が出たときは、もう既にいっぱいになっている状況。夕陽が丘は木を切ったので
止
める場所はあるんですけれども。今回の高城保育所のお迎えのときに、やっぱり親御さん
が働
いている方が多くいらっしゃったので、お迎えで混雑していて、やっぱり保育園の職員
の先
生に、向かい側の公園、自然公園があるんですけれども、そちら何とかありませんかとい
うお
話はいただいたんですけれども。もし今後また同じようなことが起きて、けんかとい
うわ
けじゃないですけれども、事故とか起きるとちょっと厳しいと思うんですけれども、そ
の件
につきましては、何か対応は、お考えはありますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 津波からの避難に関しては、宮城県の計画でもそうなんですけれ
ども、
基本的には徒歩避難というのが大前提になっております。ただ、今回のように、暑さ
の中
で徒歩避難して、しかも避難施設に入れなくて屋外へとなると、やはり高齢者の方々を
中
心に車で避難したほうが良いというのは実際ありましたし、宮城県内、今回のカムチャツ
カ
の警報に伴う避難で宮城県内で車避難した割合って大体6割ぐらいという数字も報道なん
か
でも流れておりまして、やはり車で避難される方は多いというのは、我々のほうでも承知
は
しております。先ほど、小澤議員のご質問にあったように、避難所での車の混乱等々につ
い
ては、やはりその場で交通誘導とか交通整理、これが今一番現実的に行えることなの

かなと思っております。車で避難しないでねというのなかなか難しいという状況もありますし、やはりその現場現場での交通誘導等々の対応が一番現実的なのではないかなとは思っております。ただ、こういった状況は宮城県内どこでもあり得ることだと思うので、例えば2市3町の担当課長会議なんかもありますので、そういったところでも情報共有しながら、こういった取組したのか、そういったほかの自治体の動向なんかも聞いていきたいなどは考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） そうですね、はい。駐車場の大きさの関係と、車も大切なので一緒に乗ってきますという乗り合いであったりとか、道路も通れない、あと通れなくなるという問題も出てきますので、やはり施設内部の対応する方々と駐車誘導の方をどこにどのように配備するかとか、駐車するかを、事前に避難訓練のときとかにさせていただけるとよいかと思われまます。

備品等の整理なんですけれども、おととしに私たちが議会報告会で回らせていただいたときに、備品の整理をしてほしいというか、したいんだというか、ご希望いただきました。それで一応、一緒にやってくださいねということで、区长さん、副区长さん、それから皆さんにお願いしたところ、棚卸しじゃないですけれども、一覧表を文字では作っていただいたんですけれども、また今年私たちが行ったときに、また整理整頓していないという同じ話をいただいたんですね。んっと思ひまして、何でかなと思って、人によって、例えば掃除していますという人と掃除していませんという、1週間に1回掃除機かければ掃除していると思う人と、毎日掃除機をかけないと掃除していると言わない人のその違いなのかなと感じたんですけれども。なので、その地区の整理整頓をしてほしいと言った方のレベルというかが分からないので、きちんとその方の話を聞いて、その方が納得する整理整頓の仕方を地域の方とよく考えてやらないと、また私たちが毎年行って、同じようにまたコネクションしてということ繰り返してしまいますので、何となくやったよというよりは、きちんと地域の方に誠を込めて、誠心誠意やっていただけるといいのかなと思っております。

それで、すみません、私がいいなと思ったことが1つありまして、お料理教室でアトレ・るの調理室を使わせていただいたんですけれども、その調理器具が何番のテーブルにフライパンが何個だよとかお玉が何個だよというのがちゃんと写真入りでラミネートして貼ってあったんですね。先ほど文字でやっているということだったんですけれども、ちょっと高齢の方

とかになると、やっぱり「毛布」とか何か文字だけでは分かりづらいので、大きめな写真を撮って、これとこれとこれはみたいな感じで、整理整頓を再度していただけると地域の方もうれしいのかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に4番の質問に移ります。

昨年の避難訓練時に、これから使用予定の宮城県民公式アプリ「ポケットサイン」のデモンストレーションをしていただきましたが、アプリは活用できましたでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 今回の津波災害におけるアプリの活用につきましては、事前の準備が今回はちょっと整っていなかったこともあって、活用することが実際はできませんでした。

県内でも、県のほうに確認したところ、3つの自治体がアプリを活用したんですけれども、実際避難所受入れQRコードを使ったのはそのうちの1つという状況でもありました。ですので、やはり宮城県全体で今後こういった取組、より普及していく取組はしていくというお話はされておりました。

松島町としても、今年の総合防災訓練においても、今回活用できませんでしたアプリのほうを使用した訓練実施する予定ではあります。今後も宮城県と連携して、アプリ使用に係る、例えば職員の習熟、それから住民への周知を併せて図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） これ何か、うちの町の県議会議員さんの広報にも、そのポケットサインのことが詳しく書かれております。ぜひ使ってくださいということで。

なぜそこまで私が突っかかるかといいますと、白萩避難所に行ったときに、まずその保育所のお子さんがいらっしゃって渋滞している状態で、一般の方が来てくださったんですけれども、お年寄りの方は、暑い中、中に入ることができなかつたんですね。車の方は近づくことができない状況でした。そうしたら、そこに中学生の女の子2人が座っていて、やっと2階とかも空いて入れるようになったんですけれども、部活が終わって何か高城駅のほうから来たのか分からないんですけれども、その女の子たちがやっと避難所に入れたら、暑いんですね、暑くて、それでやっと入れたら、スマホを出すんですよ。それで、ポケットアプリを出してくださいってなんです。それで、あ、この方たちよくご存じですねと思って、受付しようと思って、アプリのQRコードはと言ったら、あ、今回ないんですということで、やっぱり

何か中学校のお子さんでさえそうやってもうやって、今度ここに受付でじゃあ名前と住所書いてくださいとなったときに、子供たちが、あ、じゃあいいですと、何か。私たち、いいですと何かなってしまって。え、じゃあどうするのと聞いたら、いや暑いところで大丈夫ですというふうになってしまって。何かせつかく周知したのにもったいないということと、やはり子供たちに恥ずかしいんですね、私、どういう顔していいか分からない、本当に。子供たちがよくいろいろなことを学び、勉強し、町のために、町が勧めたものを活用したいと思ってすぐ出したにもかかわらず使えないという、そういう状況がすごく私は今回、申し訳ないんですけれども、恥ずかしいなとちょっと感じたので、次回からはぜひ活用していただきたいという思いで今回質問させていただきました。

それでは、5番の質問に移ります。

毎年、避難訓練を実施していますが、今回の実際の避難に関しての反省点は何かありますでしょうか。また、その課題をどのように今後に生かして対応していくのか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 今回の7月30日に発表された津波警報につきましては、大きな混乱もなく避難行動にはつなげられたものと考えてはおります。

今後の対応につきましてはですが、今年の町の総合防災訓練、こちらは内閣府との共催によって地震・津波防災訓練として実施いたします。

消防団の放水訓練などの実動訓練は、前年同様、磯島を会場として実施する予定ですが、併せて観光客避難誘導や避難所開設訓練を海岸地区で実施する予定としております。

また、訓練前と訓練後には海岸地区でワークショップも開催して、観光地としての課題、あと東日本大震災の経験のほか、今回の津波警報に関する意見交換も行う予定でした。

また、アプリのほうもこのときに再度説明して、やはり取扱いだけではなくて、アプリの普及、ダウンロード数を増やすというのも大事な要点かと思っておりますので、そういった取組もしていきたいと考えております。

このような取組通じて、次の災害に備えるべく取り組んでいきたいとは考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） それで、今回の質問の趣旨に移らせていただきたいんですけれども、避難所以外、先ほど4か所自主開設していたという避難所、4か所教えていただいたんですけれども、実は高城地区でお年寄りの方が歩けないということで、勤労青少年ホームに3名か

4名くらい来てくださっていたんですね。それは、町のほうで車を出してお迎えに来てくださったので解決することができました。しかし、勤労青少年ホームでお仕事をなさっている方が、やっぱりそこを閉めて避難したいと思ったときに避難できないじゃないですか。お仕事の時間が長くなってしまいます。さらに、その後、橋が通行止めになってしまったんですね。何が私は言いたいかというと、学童保育に入れなお子さんが、夏休み初めて1人だけお留守番をしていたんです。それで、その子の、何ていうのかな、恐怖というか、怖かっただろうなという、早くお母さん帰ってきてくれないかなって。そう。1人で初めてお留守番をしていて、初めて4年生になって、今までは学童保育に行けていたけれども、4年生からは行けませんとなりました。それで、夏休み1人でお留守番をしていて、避難してとあったけれども、お母さんが帰ってこない。その子供の気持ちを今回は皆さんに分かっていただきたくて、この質問をつくらせていただきました。

なので、小澤さん、よくその生活、これは別のことなので切り離して考えてくださいとは言われるんですけども、生活は全部つながっていますので、本当にこれから移住定住を考えて、人口の減少が緩やかになる、それから、松島に住んでいる方が住んでいてよかったという、その幸福感の向上に寄与する、その町政につながることにありますので、これからもどうぞよろしくをお願いします。

私からは以上になります。ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 11番小澤陽子議員の一般質問が終わりました。

次に、通告の順に従いまして質問を願います。

3番櫻井 靖議員。

櫻井議員に申し上げます。質問要旨2問でございますね、大綱2問。（「はい」の声あり）ということでございますので、時間的に、11時、間もなくなんですね。そういう中で、途中で、質問ですね、休憩に入るということもありますので、その辺ご了承くださいたいと思います。

それでは、櫻井議員、質問願います。

〔3番 櫻井 靖君 登壇〕

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。本日は2問について質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、再犯防止推進計画の策定をということで質問をさせていただきたいと思っております。犯罪や非行のない明るい社会をつくることはみんなの願いです。全国的に犯罪件数は減って

きているものの、再犯件数はそれほど減っていません。再犯を防止するためには、本人の努力は最も必要ですが、地域での立ち直りに協力することもまた必要です。

地方再犯防止推進計画の策定が努力義務となり、県内では現在17市町で策定されております。宮城県では令和11年までに30市町村の策定を目標に掲げています。

しかし、本町では、まだ再犯防止推進計画を策定していません。松島町は幸い犯罪の少ない町ではありますが、犯罪や非行のない明るい社会をつくるための努力は必要だと思います。

本町における犯罪や非行のない明るい社会をつくるための取組と再犯防止推進計画の策定状況について伺います。

本町における再犯防止推進計画の作成についての進捗状況はどうなっていますか。また、本計画は、地域福祉計画に包含してもいいとのことですが、地域福祉計画の策定状況についても併せて伺います。

よろしく伺います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。質問2つでございますので、今、①がですね、その一つ一つご答弁いただければと思います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員お尋ねの件につきまして、答弁に入りたいというふうに思います。

再犯防止推進計画及び地域福祉計画の策定状況につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 再犯防止推進計画につきましては、再犯防止等の推進に関する法律により、計画策定が努力義務となっている計画になっております。

先ほど議員のほうから、県内17市町で策定されているというお話いただきましたが、最新の情報によりますと、令和7年4月時点でもうちょっと増えていまして、県内19の市町で策定済みというふうになっております。

松島町においては、現在のところ策定されておられません。

今年度実施された、宮城県再犯防止推進勉強会というものが開催されたんですけれども、議員も一緒に参加していただきましてありがとうございます。そちらにうちの担当職員も参加させていただきまして、この計画推進の重要性について学んでまいったところでございます。

他の自治体の状況では、先ほど議員からのお話もあったとおり、社会福祉法により計画策定が努力義務となっております地域福祉計画に包含した形で策定している市町村がほとんどになっておりまして、松島町においては地域福祉計画の策定も現在されていない状況であるということもありますので、今後、策定に向けて、国の計画策定の手引や先行自治体の計画も

参考にさせていただきながら、策定期間や内容について検討しているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 再犯防止推進計画が今のところ白紙の状態という形かなと。そして、地域福祉計画自体もこれから取り組むというふうになっていきますと、早急に実現するのは難しいのかなという印象を受けました。しかし、誰かが再犯防止推進計画なり地域福祉計画がどうなっていますかという声を上げなければ、やはりその取組がだんだん遅くなっていって、ずるずるずるずる後回しになるのではないかなということを心配しております。

もっとも優先すべき事項というのはあって、人員の配置や職員の業務量が増えるということになるかもしれませんが、いずれ取り組まなければならないことだと思っておりますので、やはり速やかにやっていただきたいと思っております。

現在、塩釜地区で、塩釜地区2市3町で保護観察を受けている方が22名、服役していて今後地域に戻るかもしれないという方が33名おられます。松島町の場合は本当に少なく、保護観察を受けている方、そして戻られる予定の方も合わせたとしても数名です。だからといって再犯防止計画は要らないという形にはならないと思っております。

再犯者の中でやはり多いというのが、高齢者とか障害者です。各2割から3割の方が含まれており、社会的サポートをしなければまた犯罪を犯してしまう可能性が高いという状況にあります。福祉が充実していて、適切に相談に乗っていただければ、もしかしたら再犯が防げたという事例は多くあります。やはり町としても、そういった人たちに対して福祉的観点から手を差し伸べていかなければいけないかなと思っております。

再犯を減らすために町としての姿勢を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 再犯防止計画ですとか地域福祉計画につきましては、昨年度あたりから、いろいろ私たちも会議とか出の中で、近隣市町村の策定状況も確認しております。策定を実現するために、じゃあこのくらい、こういう内容であったらいいのかとか、そういった研究はさせていただいております。

町民福祉課でほかの子ども・子育て支援計画を策定している間にご協力いただいた事業者さんも、他市町の地域福祉計画に携わっていたこともあるというお話だったので、そちらの方に相談したりしたこともありまして、費用的な面についてもどのくらいかかるとか、そういったことも検討、お伺いしていただいたので、いつ始まるか分からないということで

はなく、近い将来実現できるように、私たちも取り組んでまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 町としては、やはり必要ということは感じているということによろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 町としても、地域福祉計画はもちろん福祉事業の基本的な、基本になるべき計画に位置づけられておりますので、もちろん必要であると感じております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 必要と感じているんだっただらば、福祉計画とともに再犯防止推進計画も整備していただきたいと思います。

ただ、再犯防止推進計画を単独でつくるとなると、やはりそのボリュームというのある程度つくらなくちゃいけないので、それは難しいでしょう。そこで多くの自治体では地域福祉計画の中に包含して、再犯防止計画というふうにしているのだと思われま。

それで、いろいろ自治体のほう作成している中身を見ますと、本当に半ページというところもあれば、数ページしっかりと書いてある自治体もあります。松島はどのような形がいいのか検討していただき、地域福祉計画の中に策定していただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

県の目標であります令和11年までに30市町村の中に入るという目標をぜひ実現してもらいたいと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 私たちとしましては、いろいろ、来年度の予算に向けてですとかそういったところで、こういうことが必要でこのくらいのボリュームということ調査しておりますので、そこに、実現できるかどうかは、これからまた相談、各部署と相談させていただいて、実現できるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） あと、これ5年間でやっぱりやるとなると難しいのかなと私も考えているところがあります、一から始めるとなると。そこら辺は大変な作業になるのはすごく分かります。

それで、他の県の事例なんですけど、再犯防止推進計画を長期総合計画の福祉分野に包含しているという自治体があります。それを聞きまして、保護観察所のほうに問合せしてみたい

ところ、もし長期総合計画の中に入れていただけるのならば、そちらでも構わないのではないかと回答いただきました。

今、本町では、来年度から始まる次期長期総合計画をただいま策定中でございます。本町の長期総合計画の中に再犯防止推進計画の一部を入れていただけることは検討できないかどうか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） そのようなお話、実はちょっと恥ずかしながら、私、今日初めてお伺いしたところもありますので、持ち帰らせていただきまして、その辺の情報収集はまぎらしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） なかなか難しい状況というのは理解しております。ただ、今回の一般質問がきっかけとなりまして、再犯防止推進計画の重要性を理解していただきまして、少しでも早い時期に実現してもらえることを願っております。

それでは、②の質問に移らせていただきたいと思います。

松島町として犯罪・非行の防止についてどのようなことを行っているのか、具体的な事例がございましたらお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 2つ目の松島町としての犯罪・非行の防止についてどのようなことを行っているのかということでございますけれども、犯罪、関係機関と連携を図りながら様々な取組を行っているところでありますけれども、詳細につきましては2つに分けて答弁させていただきます。

まず、町民福祉課が担当する部門と、それから教育委員会のほうでも様々な組織を立ち上げている関係もございまして、教育委員会からと、答弁させていただきます。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 犯罪防止、非行防止につきましては、保護司会、更生保護女性会の方々が中心となりまして、社会を明るくする運動を毎年実施し、啓発に取り組んでいただいております。小中学校の児童生徒へ作文コンテストへの参加を依頼し、犯罪や立ち直りについて考える機会を持っていただく働きかけをしていただいております。このような地道な活動が松島町の犯罪件数の抑制につながっていると私たちも考えております。

今後とも、保護司会の皆様や更生保護女性会の方々の活動をサポートしていく取組を続けていきたいと思えます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 教育関係でございます。

犯罪防止、非行防止につきましては、警察や学校、民生児童委員、それから少年補導員、町民福祉課、教育委員会等で、松島町小・中・高生徒指導連絡協議会というものを組織しまして、関係機関と連携して、犯罪や非行の情報共有、それから未然防止の取組を進めております。

具体的には、学校における生徒指導や教育相談、関係機関による巡回や見守り活動のほかに、インターネットやSNSに起因するトラブルへの対応についても緊密に連携を図りながら取り組んでいるという状況です。

また、学校と警察における学校警察連絡協議会というのもございまして、こちらでも定期的な協議、研修を行っていることに加えまして、松島町青少年健全育成町民会議というものもございまして、こちらでは地域レベルでの見守りや啓発活動を行っております。

今後とも関係機関と連携を深めながら、犯罪や非行の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今、社会を明るくする運動というのが出ましたけれども、この社会を明るくする運動と聞いて、どれくらいの方が犯罪や非行の防止と立ち直りに関する支援をしている運動だというのが理解できているかということ、なかなか多くはないのではないのかな。多分、ここの議場にいる方でも、社会を明るくする運動、聞いたことあるかもしれませんが、どんな内容なのかというのが実際分からないという方が多いのかなと思っておりますので、そこら辺の啓発も併せてやっていただければなと思っております。

やはり特に新型コロナの流行もありまして、大会自体が縮小されて、なかなか町民の皆様へ伝える機会というものが少なくなっております。こういう運動もあるんだよということを知ってもらうことがぜひ大切なことだと私は思っておりますので、ぜひともそちらのほうに努めていただきたい。

社会を明るくする運動は、今年75回を迎えております。歴史ある運動です。事前に広報など

でそういう呼びかけをしていただいたり、一般の方が大会に参加できるような体制を整えるなど、町全体として犯罪・非行の防止について考えるきっかけとしてほしいと思います。そのようなことはできないでしょうか。お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） どのくらいの町民の方々を巻き込んでやっていけるかというのは、ちょっと今いい方法が思いつかないので、これから検討していきたいなというふうに思いますが、現在取り組んでおられる作文コンテストなんかですと、中学校の生徒さんがそれに参加していただくことによって、考える、その本人が考える機会を設けていただいたり、また、家族とそういったことを話すことで、そういったことを考える、家族で考える機会にもなっていくのかなと思いますので、そういった取組の継続についていろいろご協力していきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） そうですね、その作文コンクールの件数というのはすごく松島は優秀でして、随分上がってきているのかなと私は思っております。すごく学校のほうで協力的に作文コンクールに応募されて、考える機会というのがあるので、そこら辺は鼻高々なところがあります。

そして、教育委員会の先ほどの努力もありまして、本当に松島は非行の少ない町であると私も思っております。少年犯罪がすごく少なくて、ほかの町に比べると本当に穏やかな町という印象がありますので、引き続きそちらのほう、教育委員会のほうでは頑張っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、社会を明るくする運動ですが、以前はアトレ・るH a l lのほうでしっかりと大会ということでやっていた経緯もございますし、いろいろな各種団体の方を呼んでそちらのほうに参加していただいたという経緯もございます。それから、広報でティッシュペーパーを配ったりとか、町の街頭でちょっとアピールしたりということも以前やっていたという経緯がございますので、昔のレベルにまず戻すような努力をして、それから徐々にいろいろなことをやっていけばいいのかなと思いますので、そこら辺も検討していただければなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

犯罪はその人がそういう人だから起こるんだと言う人もいますけれども、そうせざるを得ない環境があったから起こるというのも多いのだと思います。例えば、生きづらさや孤独から犯罪が生まれることがあります。みんながお互い声がけをすることで防げる犯罪もあります。

また、きちんと罪を認め償った方々に対しては、平等に社会として支えてあげなければならないのではないのでしょうか。ぜひ町としても犯罪・非行の防止について町民に考えていただく機会をつくっていただきたいと思います。そちらのほう、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

具体的なことではございますが、これからやれるかどうか分かりませんが、パネル展ですか、刑務所で作られた商品の展示販売なども、もしそういう機会があったら啓発になると思いますので、保護司、更生保護女性会などと共に町としても一緒に協力してやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、第3の質問に移ります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員、今、第2問目まで終わりました、1時間5分ぐらい経過しております。この後も質問続けたいと思いますのですけれども、ここで休憩に入りたいと、このように思います。ご異議ございませんか。

○3番（櫻井 靖君） はい。

○議長（色川晴夫君） それでは、11時15分、11時15分再開としますので、よろしく願いします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

櫻井議員、質問願います。櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それでは、③番からの質問に移らせていただきたいと思います。

県では保護観察対象者を会計年度職員として採用しておりますが、本町としてもそういうことは可能なのでしょうか。また、緊急措置として保護観察対象者の町営住宅等へのあっせんというのは可能なかどうか、お聞きいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、3番目の櫻井議員の質問で、まず会計年度職員の採用と、それから町営住宅と2つの部門に分かれていますので、会計年度職員の採用については総務課、それから町営住宅等については建設課から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） それでは、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、保護観察対象者の会計年度任用職員としての採用についてですが、会計年度任用職員の採用につきましては、募集要項において地方公務員法第16条に規定する欠格条項と同様の条件を付しておりますので、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者などに該当しなければ、保護観察中の方でも申込みをし、面接を経て採用することは可能となりますが、現段階におきましては、保護観察の方のみを対象とした募集や採用などは行っていない状況です。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、町営住宅へのあっせんに関してお答えさせていただきたいと思います。

保護観察対象者の町営住宅への入居につきましては、通常の公募による入居につきましては可能となっておりますが、本町の町営住宅条例に規定しております公募の例外では、災害による住宅の滅失や町営住宅の建て替え事業などによる場合に限定されておりますので、保護観察対象者の緊急措置による入居は対象にはなっていないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 社会の中で何らかの生きづらさを抱えている人が再犯を起こすケースというのがやっぱり多いです。仕事がないとか住むところがないとかということで再犯を犯すということがあります。

保護司が中心となって対象者の相談に乗っているのですけれども、やはり行政の力を借りないとなかなか前に進まないというケースがよくあります。やはりそういうことに相談に乗ってもらう場所というのを町としても持っていただければありがたいなと思っています。

普通の人と同じように今できますよということではあります。特別な例外規定は設けていないものの、入居は可能ということ、そして、一定の手続をちゃんと踏んでいれば採用もできないことはないということの回答であったと思います。

私はもう、そのことは前向きなことだと考えております。それを否定するのではなく、そういう方も平等に扱っていただけるということだと解釈させていただきたいと思いますので、ぜひともまたそういう人、そして、不幸なことはあったにせよ、能力のある方は、町としてもそういうふうなのを人材として生かしていただき、また、そういう空いているところがあれば、同じように平等にそういう住居に住まわせていただくということをぜひやっていただ

きたいと思います。

それで、今までなかなか本庁役場のほうに相談に行くケースというのは少なかったんですけども、これからはぜひ町としても相談に乗っていただきたいと思います。対象者が更正してもらうために力になっていただきたいと思います。ですので、そういう相談に、やはり福祉課が中心になるのかな、そういうところで相談に乗っていただきたいと思うんですが、その部分についてはどう考えているか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員が質問している保護観察対象者、簡単に、今、建前論でこうしたらいいんじゃないかと、あ、じゃあそうしますかねと、そういうふうなものの1つの流れであればそれで済むんだらうけれども、実際これを進めるが上には人の感情というのが入ってきますし、様々なものが入ってくる。実際、相当難しいかと思えます。

議員は経験されたことあるかどうか私分かりませんが、実際、私は保護観察者の方を何とか頼むということで、ある会社の社長から頼まれて、うちの会社で雇ったことがあります。そのときに面接をして、面接をされても、取引先の会社ということもあって、仲間同士なのでね、そういったところから頼まれたということで、じゃあうちの会社で引き受けようということで引き受けたんですが、1年目はよかったんですけども、やっぱり2年目に悪い癖が出てくると。出てきてしまって、どうなのかなと。物すごく、例えばその方は明るい人で、仕事もできて、よかったんでありますけれども、やっぱり何かまたそういう癖が出てきちゃうということで、そういう経験も私は実際していますので。ですから、町で何でもウエルカムだということじゃなくて、しっかりそこはやっぱり面接等で見極めていく必要があるだろうと。ただ保護司会から頼まれたから全てオーケーだということじゃなくてね、様々なところから町を頼ってきたものについては、町でできる範囲のことはちゃんとして、やって、働くまず場がないとなかなか前へ進まないということもあるんだらうということはお分かりしておりますので、そういう相談に乗るのはやぶさかではないと思います。

それから、いろいろな業界等に頼んで、建設業だったり様々な業種をお願いをして、その中で雇っていただくという、1つの組織の中で雇っていただくということで、再犯防止を促しながら働いてもらう。そういう環境も必要だと思う。

自立していくが上にはきちんと報酬も頂いて、そこでアパートなりなんなりを借りて、自分で家賃を払って生活をするということに戻らなくちゃならないと思いますので、そういったことに関しての手助けというのも当然出てくるかと思えます。

様々なことが考えられるかと思えますけれども、議員の今回の質問については、質問としてしっかり受け止めていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私とすれば、偏見をあまり持っていたきたくないなという趣旨でございいます。人それぞれやはりそういう部分というのは持っているかもしれませんが、犯罪を犯した人だからという目で見ないでいただきたいなという趣旨で私は発言しております。

心の底では、やっぱりそういう悪いことした人だからまたするんじゃないのかなと思うのは人間として致し方ないところかもしれませんが、なるだけ極力的にそういうことでないように、我々としては接していかなければならないなと思っております。

ぜひ、平等で公平な社会をつくる上からも、色眼鏡で見ないような社会になっていただきたいなと。そして、役場としては、そういう偏見のない役場であっていただきたいという願いでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、④の質問に移りたいと思います。

4月17日の国際更生保護ボランティアの日や7月の社会を明るくする運動月間に、法務省ではイエローライトアップを広めようとしております。日本有数の観光地松島としても、このような運動に協力できないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 福浦橋のライトアップなんですけれども、現在の設備では残念ながら黄色のライトアップは対応できておりません。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 福浦橋に限らずという話ではあるんですけども、東京スカイツリーがライトアップされましたという感じで、よくニュースなんかになっております。やはり松島としてもそういう施設があったらいいのかなという思いでございます。

以前はたしか福浦橋ライトアップいろいろしていたのかなと思うんですけども、この頃はしなくなったということなんですけれども、これは物理的にいろいろライトアップというふうな、今でもできるんでしょうか。それとも、黄色だからできないということなんでしょうか。そこら辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 設備上できるのが赤と青と緑になっています。

- 議長（色川晴夫君） 櫻井議員。
- 3番（櫻井 靖君） 現在でも可能ということですか、一応その色に関しては。
- 議長（色川晴夫君） 太田課長。
- 産業観光課長（太田 雄君） 機会があれば、そういった色も展開したいと考えております。
- 議長（色川晴夫君） 櫻井議員。
- 3番（櫻井 靖君） はい、分かりました。ぜひとも、いろいろな、今、色がつくれるみたいなライトが随分出てきておりますので、そういう改修の時期に合わせて、そういうことも考えていただければと思います。福浦橋以外でも、そういうものがもし改修のときできるのであれば、松島としての1つのPRともなると思いますので、考えていただきたいと思います。

今回の議案の中に、福浦橋の改修、LEDというのが入っておりますので、そのときの改修の際にぜひ、そういう改修というか、改修を見込んで料金改定というのがあるやに聞いておりますので、そういうことの際には、ぜひとも黄色も入れていただきたいなと思っております。

そして、直接、黄色を反射しても目立たないでしょうから、黄色が光るという感じのものであれば、黄色だなと遠目で見ても分かると思いますので、そういうふうなこと、もう七色の光が福浦橋に映えるというものになれば私はいいかなと思いますので、ぜひともそういうことも1つの案として受け止めていただければと思いますので、考えていただきたいと思います。

これからも、松島は犯罪が少ない町でいられるよう、町民の皆様に協力していただきながら、町としてもさらに尽力していただきたいと思います。そして、願わくば、再犯防止推進計画を一日でも早く策定いただきますようお願いして、1問目を終わりたいと思います。

次に、2問目に移ります。

災害を教訓にさらなる防災・減災対策をとということで、質問に入らせていただきたいと思えます。

7月30日にカムチャツカ半島沖を震源とした地震による津波警報により、多くの人たちが避難所に避難いたしました。町としても、このことを教訓としてさらなる防災・減災対策について考えさせられたのではないのでしょうか。

もし、東日本大震災級の地震が発生し大津波警報の発令となれば、より多くの人々が避難所に押しかけ対応し切れない状況になり得たのではないかと考えます。今回のことを教訓に、避

難場所で想定し得ることに対応していかなければならないと思いますが、町の考えを伺います。

想定を上回る人数が避難所に詰め寄せた場合の対応はどのように考えているか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この議員の2問目の質問に対しましても、さきの方と、この間の災害についての答弁に入りますので、同じ危機管理監から各自答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） それでは、答弁させていただきます。

まず、前提としてですけれども、津波警報が発表された際に避難指示発令しまして、まず第一番目には高台への避難を呼びかけます。状況に応じて、併せて避難所のほう開設して、施設への避難受入れの体制を取るという流れになります。

それを踏まえまして、まず、町内には44か所の指定避難所がありまして、その合計収容の可能人数ですが8,330人となっております。特に津波ですと、沿岸部が津波警報、避難指示の対象となりますけれども、想定を上回る避難者への対応といたしましては、特に内陸部ですけれども、定員に余裕のある避難所への移動などが考えられます。その場合には、移動に際してバスなど利用した移送も想定されております。それから、松島町として旅館組合、あと観光協会と3者で協定締結しておりまして、その宿泊施設に一時的避難の受入れ、そういったのを要請するなど、そういった対応のほうも想定しているところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回、津波が、津波警報という形で、避難所開設されましたということで5か所なります。そして、多分、町民としては、頭にあるのは、すぐ避難所という形になるのかなと思います。高台にある避難所については、駐車場その他スペースがありますので、そちらのほうに行っていただければ全然構わないのでありますけれども、特に高城避難所ですよね、そちらのほう、やはり1階は浸水する可能性がありますので、そこのところに集中して避難された場合にどうするかということでもあります。

その場合ですと、やはり高齢者ですとか障害者、子供たちについては、なかなか遠くに避難するというのは難しい形になると思いますので、近くに高台はあるにせよ、やはり誘導する、やはりそこのところで選別をしなければ、もしかしたらならないのかなという思いがご

ざいます。

先ほど、バスで移動というふうな形を取れるという形でありましたが、やはり急を要する場合ですと、そういうこともままならない。そういった場合にどうやってそこを選別してパニックにならないようにしていかなければならないのかなというところが気になるので、そこら辺についての考え方をお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 確かに、バスを準備してとなるとお時間はかかるかとは思いますが、大前提、津波なので、まず高台にいていただいて。ただ、今みたいな暑さですとなかなか体調面も大変かとは思いますが、町としてはまず避難所の様子、状況鑑みながら、収容定員超えそうな場合には、例えば高城避難所ですと、運動公園とかそちらのほうに今バスを使って移送する、それがちょっと今考えられる現実的な対応なのかなとは思っておりました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 私やはり、東日本大震災というのがあって、やはりそんなに、もっと早く起こる津波というの多分あるのかなと。それで大きな津波というのが可能性としてはないことはないのかなと思います。

やはり高城避難所というところで考えますけれども、そこでいて、やはり避難所というよりは、とにかく高台に逃げてくださいというふうに、やっぱり声がけするのが先決なのかなと思います。やはりそういう部分の判断というのをぜひともしていただきたい。そういう部分で、やはり蟹松団地とか、そちらのほうにまず逃げてくださいと誘導するほうが、まず優先なのかなと。その後、あそこの山伝いに、そして白萩のほうに移ってもらうとか、そして白萩避難所を中心としてバスで輸送するとかということが多分考えられるのかなと思うので、まず第一に生命を考えるとという意味で、そちらのほうに誘導するというのが最優先であるかなと。今回の場合に関しては、時間が余裕があるというのが分かっているので、多分いろいろな方法が考えられると思いますが、そこら辺、やはり職員なり、そこら辺の地域の方なり、そういう考えを持ってやっていただきたいなど。やはりそして弱者である方を優先して高城避難所のほうには避難していただき、ある程度健康な方については、取りあえず早めに高台のほうに避難していただける、そのマニュアルとかというのぜひ整備していただきたいと思うんですが、そこら辺についてはどのようになっているのか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 高城避難所、高城区でいいますと、昨年度も自主防災訓練ということで、高城区の地区の役員さんが高城避難所使ったの訓練等々行っておりましたので、今回の津波警報を踏まえて、今年も高城区では訓練やる予定でしたので、今回の経験踏まえた上で、今回の対応等々をその訓練に落とし込んでいく、フィードバックしていければなどは考えておりました。

マニュアルについても、避難所開設に係るマニュアル等々はあるんですけども、その中に要支援者の方の対応とかはあるんですが、その先、例えば2次避難という考え方まではそこには入れていないので、その辺確認した上で、どういった落とし込みできるかちょっと考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回、避難所のほうに保育所の方ですとか老人ホームの方、そういう方が、そしてあと企業の方ですね、先ほど小澤議員さんも言われましたが、そういう方が集団で訪れたという形にあります。

ですので、そういう各施設、企業の方に、ある程度、避難マニュアルというのが各施設ごと、企業ごとにあると思うので、そちらのほう提出していただいて、やはり集団で避難してもらおうというふうになると、ある程度人数そこで埋まってしまいますので、そういう部分でやっぱり協議をしていかなければいけないのではないのかなと。ここに避難してもらってもいいんですけども、もう少し健康な方はぜひとも違う避難所のほうに回ってくださいというのが、ある程度話合いしておかないと、その人たちだけでも埋め尽くされてしまう。そういう部分が怖いのかなと。今回すごく、個人個人で避難していく部分ではある程度対応できたのかもしれないけれども、そういう部分で集団避難されている部分というのが多分想定になかったのではないのかなと私思っているので、そこら辺の話合いをしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 確かに、避難行動考える上で、もちろん避難所に入った後は要支援者の方とか、あと避難に至る過程で、そういう要支援者、要配慮者への支援というのはもちろん考えておりますけれども、今回のように、議員おっしゃるように、一緒の箇所に全部まとまってしまった際のすみ分けとかそういったのまでは、詳細なところまでは確かに決め

かねているところもあるのかなと思いますので、今後、地域防災計画などの見直しも考えていかなくてない時期になっておりますので、そういった避難行動含めて、町全体の防災考えていければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） あわせて、今回、松島病院さんのことなんですけれども、垂直避難ということで、大津波警報だったらまた別なんでしょうけれども、普通の津波警報ということで垂直避難されたということで、実際問題、病院にそういうふうな入られている方の避難というのも考えていかなければいけないのかなと思っております。

そういった対応についてはどのように考えているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 確かに地域の方々とは訓練通じて、いろいろ訓練活動やってはいるんですけれども、松島病院さんって実際今まで、私が記憶ある限りは、そういった合同での訓練というのはやった記憶はないので、今回踏まえて、そういった医療機関との連携なんかもちょっと考えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 大勢の人が集まる施設にしても、個別個別でいろいろそこら辺も聞き取り調査をして、どのように避難していくのかというのを考えていただければと思います。

町としても、どこに避難していくのかというのが分かっていると、そこら辺で全然違ってくると思いますので、そういう話合いが必要だと思いますので、ぜひともそこをやっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第2問の質問に移ります。

今回のような真夏の避難や真冬の避難などを想定して、避難所の中に入り切れなくなった人たちのためにテントや暖房具など準備も必要と考えますが、町としての考え方を伺います。

いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 1問目で答弁させていただいた対応が基本になるかと思いますが、いろいろな状況、様々な対応を想定することは必要だと考えます。

備蓄として、町ではテント69張り、それから石油ストーブは26台備蓄しております。様々な

状況に応じて臨機応変な対応ができるような対策は講じていきたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回の避難所にこのテントというふうなのがあったのかどうか、そこら辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 基本的には、石田沢防災センターや三十刈の備蓄倉庫にテントのほうは備蓄しております。今回開設はしていないんですけれども、第五小学校、私の記憶ですと、すみません、第五小学校のほうには簡易のテントなんかは配備している状況です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） やはり少しでも、そんなに量は多くないにせよ、そういう大人数が集まるところに、想定される場所については、ある程度のそういうものというの置いていたほうがいいのかなど。

今回やはり7月30日、真夏の暑い時期で、少しでも日陰にいたいという人が多かったと思います。直射日光が当たるところでいますと、やはり2次被害といいますか、熱中症というものも考えていかなければなりませんので、そういったこと、少しでも早くそういった対策というのをしていたほうがいいのかなどと思いますので、そこら辺も考えていただければと思います。

それに併せて、避難訓練の際にも、テントを張る訓練ですとか、日陰にビニールシートで覆う訓練とか、そういうようなことも併せてやっていただければなおさらいいのかなどと思いますので、そこら辺も考えていただければありがたいなと思いますので、ぜひともお願いいたします。真冬についても同様です。あと、雨の降った日も同様です。そういう部分でいろいろなことを想定しながら、より皆さんが快適に避難できるようなことを考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次、3問目の質問に移りたいと思います。

今回、避難所に企業などの方がまとまって避難されました。そういった企業と災害協定を結んで協力してもらってはどうかと考えます。

この場合の災害協定ですが、今回は、避難所での協力運営協定といいますか、そこら辺で一緒に避難所を運営していこうという考えに基づいての質問です。そこら辺を加味して答えていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 今回の津波警報発表に伴う避難指示発令に際しまして、高城避難所に企業の方々が避難されていたということは把握はしておりました。そのような避難された企業の方々が地域の避難者の方と共に避難所の運営などに一緒に行っていく、協力していただくというのは、効果的だとは考えます。

今ある協定等々改めて見たんですけれども、そのような内容明記しているものもなかったというのもあるので、協定締結、そういった形の協定締結が可能かどうか、企業さんともお話をしながら、今後、調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回、すごく避難所を回らせていただきまして、企業の方が随分まわっているなど、若い人がせっかくいるのだから、働いてもらったらちょっと町の職員、少し楽になるのかなと思っておりました。やはり町の職員一生懸命働いているのを見て、ちょっと人数、そこで割くというのは難しいだろうなという思いがございます。そういったときに、やはり現役ばりばりで働いている方が率先してそういう避難所運営に当たられれば、職員の方も少し助かるのかなと思っております。

ぜひとも、企業企業に防災マニュアルというのが多分設置されていると思います。このときはこの避難所に行くというのが多分あると思いますので、企業ごとにそこら辺をちょっと回っていただいて話し合いをしていただければなおさらいいのかなと思います。避難所の運営や、水や食品の配布などを手伝ってもらえれば、職員としても少し楽なのかなと思いますので、そこら辺ぜひとも検討していただければと思います。

それから、併せて地域と企業がやはり一緒になって防災訓練をする機会があってもいいのかなと思います。スムーズに避難所運営というか、そういうこともできると思うので、そういうことも考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） まず、曜日の選定等々ちょっと難しいところはあるのかなと思います。基本的に自主防災の訓練って日曜日とか土曜日多いので、企業様お休みのときが多いんですけれども、何かの機会地域と地元の企業さんが防災意識を共通認識持つというのは大事かと思っておりますので、何かの機会ですらどういった対応ができるのかはちょっと考えたいなどは思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 企業としても、多分そういうことというの、大きな企業になれば、なおさらそういうことに敏感な企業だと思いますので、ぜひとも話し合われて、そして実現に向けて頑張っていたいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、4番目の質問です。

夏休み期間中などの災害時の子供たちの避難が心配です。子供たちだけで避難しなければならなくなったときの対応についての考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それでは、夏休みのときに地震、津波が来たときどうするかという話なんですけれども、夏休みだけではなくて、子供が独りになると、保護者から離れて独りになる、学校の先生から離れて独りになるというのは、登下校なんですね。それと夏休みがリンクしてくるんですが、独りになっておうちにいるという場合が出てきます。そうなってくると、学校での指導は非常にシンプルで、まず高台に逃げましょうと。友達がいたら友達と一緒に逃げるのもいいんですけれども、決められた場所、今決められた場所についてお話ししますけれども、決められた場所に逃げましょうと。決められた場所はどこかという、保護者と子供が独りの場合どこに逃げるかというのを学校でチェックしています。ですから、高台のここに、ママとパパがいないときにはここに逃げて待っているんだよというような確認をしておりますので、それに沿ってシンプルに高台に逃げると。学校が近いのなら学校に来ていただいて構いませんけれども、学校のほうが安全な場合は十分あるんですけれども、そういうような指導しています。

ところが、先ほど小澤議員さんのほうから、夏休み、小学校4年生の子供が大変困っていましたという話だから、保護者が、子供がここだよとちゃんと確認した上でのカードを出しているかどうかというのも含めて、もう一度学校に確認する必要はあるなど。

それから、たまたま独りになった場合は、もう子ども110番でもいいですから、隣の家に行くとかそういうようなのも、学校からまた再度、これを契機に指導を入れたいと思いますので、独りになったときが一番怖いので、そのことは重々、校長、学校も知っていると思いますので、なお再度私のほうから確認するように連絡入れたいと思いますので、できるだけ独りになって右往左往して心配して困っているということがないようにしていきたいと思いますので、以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回、私も避難所回った中で、子供たちがそれほど多くなかったなというふうな、すごく印象を受けました。本来だったら、そういうふうに学校で指導されているのであれば、もう少し子供たちがいるのかなというのが私の中であります。親御さんと一緒にいて、その親御さんの判断でというのであればいいんですけども、そうじゃない場合どうだったのかなというのが気になります。

ぜひとも、7月30日、地震、そういう警報があったとき、どこにいたというふうな、やはり検証はしていくべきだと私思っているんです。それを踏まえた上で対策をつくっていくということを、これが必要なと思うので、まずその作業というのはちょっとやっていただきたいと思うんです、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 私も考えておりました。どこにいたのかなということ。ひょっとすると、津波警報が来ていたんだけど逃げる気がなかったとかね。おうちにいたとか。いろいろ、それによって大分指導の在り方が変わりますので、学校もスタートして落ち着いてきましたので、早速子供たちに情報を、子供たちから情報を得て対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ええ、ぜひともそのようにしてください。やはりそして警報が出された場合はということで、以前もこの話させていただいたときにも、その話聞かせていただいたんですけども、やはりご家庭で話し合いは持たれているということではありますので、もっと分かりやすい資料などもちょっと提供するなり、ここに逃げるんだよみたいなのを分かるような形で、冷蔵庫のところに貼ってもらうような感じにしてもらうとか、そういうことを子供たちとなおさら話し合ってもらう機会というのをご家庭で持ってもらうように進めていただければなおさらいいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、5番目の質問でございます。最後の質問になります。

災害復旧や人命救助には重機が必要となります。広域に災害被害があった場合は近隣などからの応援は難しいことから、町内に必要最低限の重機は必要かと考えます。町内に災害対応に使えるような重機はどれだけあるのでしょうか。できれば教えてください。

また、そういった観点から、町としても、重機を所有する町内業者に対しても、今後、重機所有が維持できるような配慮をしてはどうかと思いますが、町の考えをお聞かせください。

よろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） それでは、まず、災害対応で使える重機の数についてですけども、こちら、災害防止協議会という会があって、それを構成する業者さんで所有する重機数、ダンプ、トラック、バックホーなどですけども、合計して52台ほどあるということで伺っておりました。

それから、重機所有を維持できるような配慮につきましてですが、災害時に重機を使用する場合には、先ほど言った災害防止協議会と協定に基づいて対応依頼することになります。町として重機所有を維持できるような配慮というのはなかなか難しいんですけども、災害防止協議会が活動しやすいよう、実際の災害で活動しやすいように、常日頃から情報共有して、より連携を深めていくことが重要なのかなと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 町内に災害が発生したときに使える重機があるかどうかというの、すごく重要な問題だと思っています。町が自分たちで重機を持ち、職員が操作ができるというのならば全然問題はないんですけども、実際やっぱり維持費用がかかったり、そういう現実的な問題ではないのかなと、それは現実的ではないなと私も思っております。やはり町内で自前の重機を持っている企業さんに協力をしてもらわなければなかなか難しいなと思っております。

ただ、土木業者さん自体がだんだんだんだん減っているという状況があるというのは、多分現実だと思います。これからそれを維持どれだけしていくのかなというのがすごく心配ではあります。ですから、なるだけ町としても、そういう部分に関して、公平性とかそういう問題はあるとは思いますが、なるだけ松島の安全を保障するという上で、そういう企業さんに、ある程度の優遇というのは必要あるのかなと、潰れないような形の部分というのをやはり考えていかなければならないなと私は思っております。町内業者の育成にとどまらず、やはり防災対応の観点からも目を向けていただきたいと思いますが、そこら辺の町の考え方をぜひともお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町でまず重機を所有してはという話もあったと思いますが、町で例えばユンボとかそういったものについては、持つ考えはありません。今後はどうなんだと。

今後ありません。やっぱりこういったものについては、町内で様々な、土木にせよ何にせよいろいろな業者さんがいらっしゃいますので、そういった方々の力を借りるときは借りなくちゃならない。これ令和元年の9月の台風のときもそうだったですけれども、様々な災害があったときには、やっぱり地元の災害防止協議会、ここをまず町は頼って活動すると。まずは、その災害に応じて、民民なのかどうなのかということも踏まえながらいろいろやってきたのが現状であります。

今いつでも、この議会の中でも様々な議員さんから、やっぱり災害防止協議会、地元業者の育成ということについてはさんざんご意見賜っていますし、私も実際、首長になってもう10年なりますけれども、災防のほうの協会の会員数、町内にいる会員数、町外にいる、町内と町外分けた場合ね、町内の会員数が減ってきていることも事実であります。

だから、そういったところで、優遇と言うと、これいろいろな捉えられ方するから、なかなか言葉で返すのは難しいけれども、町内の地元業者が仕事をきちんと回せるように、町発注の工事でなくても、例えば、今後どうなるかは分かりませんが、いろいろな例えば初原の工事も今やっておりますけれども、そういったものについても、末端のほうに、末端というのは、1つの区画ができたときに、そこで起きる土木工事等々出てくるとは思いますけれども、そういったものについて、町はそういった方々にお願いをして、地元業者の育成を図るとか、そういった活動は今後もやっていきたいなというふうに思います。

ただ、全体的なものの考え方をしますので、そこに特化した考えでやるというふうに私がここで言ったとなるといろいろ語弊があるので、そこは言葉選んでお話しはしなくちゃなりませんけれども、さしずめ10月も何か道の日ということで、道路愛護デーをやっていただくのも災防の方々でもありますし、年に1回、災防の方々と懇親を深めて話するときも、やっぱり事業継続というものの1つの課題もあるようでもありますので、これについては、この間、銀行も来ましたが、金融機関、そういったこともいろいろお話をしながら、しっかりサポートしていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともそういったサポートをお願いします。そして、そういう災害が起きたときにも必要な力となりますので、ぜひともお願いするところでございます。

災害はいつ起こるか分かりません。起こってしまったから対応するでは間に合わないことがあります。想定できることは想定する。準備できることは準備する。松島町は災害に対して安全な町だと、さらに胸を張って言えるようになってもらいたいと思います。

それを願って質問を終わります。以上です。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員の一般質問終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は13時です。13時再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告の順に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上質問願います。5番中島一都議員。

〔5番 中島一都君 登壇〕

○5番（中島一都君） 5番中島一都でございます。

さきに通告しておりました1点、小中学校の熱中症予防対策についてご質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

近年、全国的に猛暑日が増加しており、気象庁の統計でも最高気温が35度を超える日が過去最多を更新するなど、異常高温が常態化しております。県内においても連日の猛暑日や熱中症警戒アラートの発令が増加しており、また、気象庁の3か月予報によりますと猛烈な暑さが続き、今年も残暑が長引くと見込まれ、暑さのピークが7月から8月だけではなく5月から9月までに及ぶなど年々暑い期間が長期化しており、夏季のみならず、暑さが続く長期間を見据えた対策も必要と考えております。特に、調節機能が未発達な児童生徒は熱中症のリスクが高く、学校生活や部活動、登下校といった場面では特に注意が必要であり、さらなる熱中症対策の強化が重要であると考えます。本町における小中学校の熱中症予防対策について、現状と今後の方針について伺います。

私が小中学生だった頃の1990年代は、30度を超える日というのはほとんど少なかったと記憶しております。それから10年、20年とたち、現在では25度以上の夏日と言われるのがもう当たり前になっており、さらには30度以上の真夏日であったり、35度以上、猛暑日という日があるのがもう最近は多くなってきているというのが現状であります。また、昨日、仙台市では37.4度という、記録を更新したという報道も流れており、もう年々本当に暑くなっているという部分がありましたので、今回質問させていただきます。

まず、①今年度、学校生活において熱中症または熱中症が疑われた児童生徒の人数をお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 中島議員の今回の一般質問は、学校関係の熱中症等の対策について、大綱6点について質問されているようでありますので、教育委員会から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 今年度、熱中症またはその疑いがあった児童生徒につきましては、まず、熱中症と診断され学校に報告のあったケースとしては、小学校で1件、中学校で1件の合計2件でございました。また、熱中症の疑いがあるということで保健室を利用したケースなどは、小学校で5件、中学校で12件の17件、いずれも救急搬送されるような事態には至っておりません。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

まずは、熱中症それから熱中症の疑いの児童生徒さんがいたということでしたが、救急搬送されるような事態には至っていないということで、安心しております。

それから、小学校での熱中症と判断された方が1件、そして熱中症の疑いと診断された方が5件ということでしたが、小学校3校ございますが、小学校別でも把握しているのであれば伺いたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） それではまず、熱中症ということで診断されたケース、こちらにつきましては、第一小学校が1件ということになっております。また、熱中症の疑いということで保健室を利用したケース、こちらにつきましては、第一小学校が1件、第五小学校が4件という内訳になっております。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。一小で熱中症の疑いが1件、それから熱中症の疑いがあられた方が1件と。五小で熱中症の疑いあった子が4件ということで。また、二小のほうはどちらもゼロ件だったということですね。はい、承知いたしました。

それから、中学校ですが、熱中症で1件、そして熱中症の疑いが12件ということで、この数字が多いのか少ないのかというのはなんですけれども、今年は5月に急に温度が高くなった日があったりとか、あと温度変化が激しかった日が多かったりとか、あと6月に30度を超える日というの結構続いておりましたので、私はこの結果を受けて、思ったより少ないなどは

感じております。また、学校においてもこの対策というのは徹底されているのかなと理解しております。

あとは、これから、小中学校ともに夏休みが明けて先週から2学期が始まりましたが、まだまだ暑い日も続いており、文部科学省からも休日明けの時期は子供たちの体が暑さや学校等における様々な活動に慣れていないということもあり、命に関わるケースもあります。熱中症事故のリスクが高い時期と考えられることから、学校教育活動等の実施に当たっては、実施体制や指導内容等に一層の注意が必要でと、このように発信されていますので、今回の発生状況含め、小中学校ではどのように対応されたのかというの、この後の質問で確認させていただきたいと思っております。

続きまして、②番になりますが、登下校時及び学校生活における熱中症予防対策について、現在の取組をお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 登下校時及び学校生活における熱中症予防対策につきましては、まず、登下校時の対策といたしまして、松島中学校で本年度から運動着での登下校を認めたほか、衣替えを廃止しまして、気温に応じてワイシャツ着用を認めるなど、柔軟な対応を図っているところでございます。また、第一小学校においては、登校距離が長い児童が多いということもございまして、夏場はランドセルではなくナップザックやリュックサックによる登下校を許可しているところでございます。

さらに、学校生活では、水分補給や休憩の確保、屋外活動の制限など徹底しまして、熱中症の予防に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

まず、登下校中の熱中症対策については、水分補給のほかに服装とあと持ち物を軽量にしているなどと工夫が基本とされておりますが、その中で中学校においては今年度から衣替えの移行期間廃止されて、あと気温、気象状況であつたり体調に合わせた服装の選択ができ、あとは始業式とかそういう行事じゃない日は本当にジャージ登校というのが可能になったということで、非常に通気性のよい服装での登下校ができ、新たな熱中症対策という意味で追加されたのは有効なのかなと感じております。

それから、小学校については、一小は以前より夏場のランドセル以外のリュックであつたり

での通学というの許可されていましたが、軽量のランドセルも最近出ていますが、リュックとかナップザックという、軽量であったり通気性が優れているもので登下校時における熱中症予防対策というのもとても効果があり、それが毎年継続されているものだと理解はしておりますが、ただ、さっきのところ、一小児童さんは登校距離が長い児童さんも多いということで、現在一小のみの対策となっておりますが、例えば二小とか五小の児童さんでも、通学路で日陰とか木陰が少ない通学路を通られている方や、それからバスで通われている方のバス停で待っている時間が長かったりとか、距離に関係なく、例えば朝から強い直射日光を浴びるケースというのもあると思うんですね。今後二小とか五小についても同様の横展開するような対策というのは検討されているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 今回、第一小学校のケースというものが校長会のほうでも情報は共有させていただいております、効果的な取組については、横展開というか各学校に波及させていくことは効果的なのかなというふうには考えておりました。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。家庭の事情もぜひ考慮していただいて、選択できる対応なんかしていただけると、例えば今日はランドセルで行こうとか、あしたはリュックで行こうとか、お子さん自身も家庭内でこの暑さに対する意識づけの1つになるのかなと考えられますので。

それから、やっぱり学校生活においては暑さ指数とかで活動制限というのは設けられるんですけども、どうしてもやっぱり登下校中になると、登下校中に一気に気温の上昇であったり暑さ指数が危険値となった場合には、やっぱりなかなか家庭に迅速に伝えられるというのが難しいと思いますし、やっぱり周知されにくいと思いますので、ぜひ引き続き登校時の安全管理についてもどうぞよろしく願いいたします。

それから、続いてですが、学校生活で先ほど水分補給と休憩の確保など徹底しているということでしたが、熱中症対策、予防対策として、水分補給が重要な対策となります。

そこで、現在学校から各家庭に保健だより等通じて、水筒やタオルの持参というのを呼びかけられているのは認識しております。ただ、児童生徒さんたちからは、登校中に飲み切ってしまった、持っていった水筒の水飲み切ってしまったとか、学校生活の中で途中でもう飲み切ってしまったという声も聞かれていました。ただ、それぞれ水道水で水道補充しながら水分を取っているということでしたが、中学生や小学校の高学年であれば、大きい水筒持たせ

たり氷を多めに入れたりなど各家庭でも工夫していただいて、また、先生の声がけ等にもよっても各自補充したり対策ができるのかなと思っていますが、小学校に入りたての例えば1年生の子や低学年の児童さんに対して特に配慮が必要と考えますが、そこでちょっと確認なんですけれども、学校生活の中で、例えば給食とか、それから体育の後であったり、それから登校後であったり下校前のホームルームであったり、先生がその低学年の子に対して、例えば児童の水筒の中身の量確認してあげたりとか、例えば補充のお手伝いをしているとか、例えば子供さんがちゃんと水分補給するんだよと、ちゃんと飲むところまで見届けていたりとか、児童の学年等によって特別な配慮とか対応というのはされているのか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） やはり新入学された1年生については、その辺は自分で判断しなかなかつかないところもございますので、支援員等も補充しておりますので、その辺で見守りというかそういったところは徹底させていただいているところではございます。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。そうですね、よろしく申し上げます。宮城県教育委員会の学校における熱中症対策ガイドラインの中でも、活動前の安全指導・安全管理の徹底という部分で重要なポイントとして掲載されていまして、引き続き対応のほどよろしくお伺いいたします。

続きまして、③になりますが、暑さ指数（WBGT）計の設置状況及び運動実施可否判断基準、教職員向けの研修や熱中症への救急処置等の運用マニュアル、保護者への通知方法など、本町の小中学校における熱中症ガイドラインの作成状況についてお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 本町における熱中症対策は、宮城県の教育委員会が作成しているガイドラインを基本としておりまして、それと別に松島町教育委員会が策定した熱中症予防指針に基づきまして運用しております。

各学校には暑さ指数計も配備しておりまして、基準に基づいた運動制限を行うとともに、児童生徒には年間を通して熱中症予防に対する指導を行っているほか、保健だよりなどを通して保護者への周知にも取り組んでいるというところでございます。

○議長（色川晴夫君） 中島議員、ちょっとお待ちください。

12番片山正弘議員から早退する旨の届出がありましたので、お知らせをします。

それでは、中島議員、質問続けてください。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

まず、運用については、宮城県教育委員会の学校における熱中症ガイドラインに基づいて、本町教育委員会で策定された熱中症予防指針で運用されているということでしたが、この熱中症予防指針というのは、例えば教育委員会のホームページ等とかで閲覧して確認できるような状態とかにはあるのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 現在のところホームページ等には掲載はしていないんですが、各校長会、教頭それから教務主任者会のほうでは、5月になりましたら必ずこの指針を配布しまして、これに基づく運用をお願いしますということで行っております。

保健だより等でも以前はこちらの指針を各家庭に配布していたという経過もございますが、ホームページにつきましては、今後、掲載については検討させていただきたいなと思っております。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） よろしく申し上げます。児童生徒さんのやっぱり親御さん、まず、私もなんですけれども、教育委員会のホームページ結構確認してまして、それによってどんな活動されているのかなと見ることが多いので、ぜひ掲載して発信していただければと思いますし、あと、宮城県教育委員会の学校における熱中症ガイドラインを基本としているということでしたので、そちらのガイドラインを例えばリンクで張ったりとかすると、さらに学校で熱中症予防対策どんなふうに行われているのかなというのが親御さんにも伝わるのではないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それとあと、やっぱり都度保健だより等で対策というのを連絡いただいているのは助かるんですけれども、やっぱり今、都度都度の連絡になってしまうので、例えば熱中症予防対策は本町ではこういうことをやっていますよというのをホームページだと1か所で確認できると、なお親御さんたちも分かりやすく伝わるのかなと思いますので、そちらも併せてよろしくお願いいたします。

続いて、各学校に暑さ指数計が配備されているとのことですが、配置状況と活動判断基準についても確認させていただきます。

暑さ指数計は設置型と移動型というのがあり、それぞれ計測方法も判断方法も変わると言われています。本町の各学校では、どのような手段で計測、判断されているのか、ちょっと確認させていただきますが、まず、体育や校外学習など活動の前に、この移動できる暑さ指数

計を持って行って、直接その活動場所、校庭などで計測して判断しているのか、もしくは体育館とか空調設備のない特別教室とかに常時置いていて、その確認時点の数値をもって全体的な活動をどうするかという判断をしているのか、また、その別の方法で何かやっているのか、その辺をお伺いさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 暑さ指数計については、基本的には移動、持ち運びできるタイプのものを各学校で4個以上設置しているという状況になります。

各活動の前に暑さ指数計を確認して、小まめに判断基準に基づいた対応を行っているというところになります。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） そうですね、ありがとうございます。せっかく各配置しているので、正確な計測が非常に重要だと考えておりますので、体育の授業や学校行事など、活動前や活動中においても、定期的な計測であったり、それから記録されていたり、それから、暑さ指数のやっぱり設置の場所やタイミングでも異なって、やっぱり授業が始まると先生方がおろそかになって、もしかして、いやというような感じになるケースももしかするとあるかもしれないので、やっぱり計測者であったり計測方法というのを改めて設定することが有効だと思うんですけども、その辺の計測者は誰がやったりとか、今日の記録というの取られているのか、確認させていただきます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 計測については、まず学校全体としては教頭が常に行っておりますし、各体育の授業であったりとかそういったときは担任も計測できるような体制にしておりますので、もちろん記録、実際、物は見えておりませんが、記録のほうもしていると思いますので、その辺は対応徹底しているかと思えます。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。引き続き、より精度の高い計測、それから判断のほう、よろしく願いいたします。

あとは、宮城県教育委員会の学校における熱中症対策ガイドラインを基本に運用されているということでしたが、ちょっと冒頭でもお話しさせていただきましたが、年々猛暑日の増加や、それから暑い期間が長期化され、環境が変化しております。

中学校では、先ほどお話ありました、今年から衣替え移行期間廃止になったり、それからジ

ャージ登校になったりと。小学校においては、各学校、通学に対して一部違いがありましたが、そちらをやっぱり統一していただいて、本町としても、小中学校における熱中症予防ガイドラインというのをつくって策定するべきと考えますが、検討するお考えはありますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 基本的に、宮城県教育委員会から、5月になるとこのガイドラインにのっかって対応してくださいということで通知が来ます。各県下の市町村の教育委員会はそれに基づいて行っているような状況で、それにプラスアルファとして指針のようなものを掲げて運用しているのかなと思っておりまして、町のこの予防運用指針も、県のガイドラインは基本としながらも、早め早めに暑さ指数判断させていただいて、例えば31度を原則として活動しない場合というのが県のガイドラインではあるんですけども、本町ではその前の28度から31度の段階でその辺の判断を行うことというような柔軟な対応、前倒しでの対応を図っているということもございますので、その辺は既存のガイドラインのほう徹底していくような形で判断して、運用させていただきたいなと思っておりまして。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） はい、分かりました。ぜひ、もしできればよろしく願いいたします。どうしてもやっぱり暑さ指数に応じた活動中止の判断というのが、先ほど教頭先生がやられていたり体育の前に先生がやられていたりというのが、やっぱりどうしても現場に委ねる場合というのが想定されますので、やっぱり共通のマニュアルであったり早見表とかあれば、現場の先生たちも判断に対しての負担というのも軽減されるのではないかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、④になりますが、宮城県教育委員会の学校における熱中症対策ガイドラインの中でも、暑さ指数が31度以上の危険レベルにおいては運動は原則中止と指針が示されており、本町においても同様の対応が取られていると思いますが、暑さ指数が31度未満においても28度以上が厳重警戒の水準とされております。体育の授業や部活動、屋外での校外学習活動における熱中症予防対策はどのように行われているのか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 先ほど運用指針の話があったので同じような話にはなってしまうかもしれないんですが、体育の授業や部活動について、暑さ指数28度以上で強度の高い運動の制限、中止、31度以上では原則行わないとの基準を設けております。また、校外学習

時におきましても、熱中症予防指針が31度以上の場合は活動しないこととしておりまして、ふだんからも換気や休憩、水分それから塩分の補給を徹底しているというところになります。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。厳重警戒水準のときは強度の高い運動の制限や中止、そして換気、休息、水分・塩分補給を徹底しているということで、これもガイドラインに沿った対応と考えておりますが、そんな中でも、一番最初でお伺いしました熱中症や熱中症の疑いがあった児童生徒さん、小学校だと熱中症が1名の疑いが5名さん、それで中学校だと熱中症が1名と熱中症の疑いが12名というような児童生徒さんがおりましたが、どのような対応されたのか。それから、どのような状況で体調崩したのか。その辺の原因の分析であったり、先生たちで共有されたり、今後の対策に反映されたりなど対応はされているのか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） よく熱中症ばたばた倒れていくというのは、集団で活動するときとかが、水飲みたいとき、みんなで僕飲みたいんだけどもというわけにいかなくて、例えば運動会するときよく倒れるニュースとか聞きますよね。ああいう集団の場合が非常に気をつけなきゃならない。中学校においては部活動と。

1人で熱中症の疑いになるという場合にはいろいろなケースがあるんだと思いますけれども、あと食事を取っていなかったり、そういう家庭の協力がなかったり、あと、町長も言っていましたけれども、急に運動したことがない子が外に出たりということもありますので、一人一人の状況まで詳細には詳しくは取っていないんですけれども、養護教諭に詳しく聞けば、何ていうんでしょう、どういう状態になったのかというのは分かると思うんですけれども、この場ではちょっとデータ持っていないのでお答えできませんが、行事も少しずらしてみたり、もう学校では様々なことをやっております。熱中症については常に危険が伴うので、命に関わることが多いので、特に低学年の子供たち。ですから、それも学校判断によることも多いんですけれども、いろいろ、何ていうんでしょう、どうすれば一番安全なのか、安全で学校でやれるのかということを考えながらやっております。

もちろん今、学校には空調入れてもらったので、学校の教室が一番涼しくて気持ちいいということになるので、そういう意味では、そういう環境の中で勉強進めていくのが一番いいのかなと思っています。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。やっぱり先生方が活動制限の判断というのが非常に苦労されている部分だなというのは考えられますし、今、いろいろな学校イベントのお話ありましたけれども、特に暑さに慣れていない1学期に小学校であればプールの授業があったりとか、あと、このプールの授業に関しても、熱中症対策というの非常に、プールでの活動での対策と、あとプールサイドの活動での対策、両面での熱中症対策をする必要もありますし、それから、小中学校で新体力テストというのも5月ぐらいに開催されて長距離走もあったりとか、中学校ではやっぱりあれ6月の中総体に向けていつもより一層熱の籠もった練習というのも予想されますので、やっぱり水分や塩分の補給、それからふだんからの換気、休憩など引き続き徹底していただいて、もし何か機会があれば、やっぱり今回の原因の分析とそれを生かした対策をつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、5番になりますが、学校の暑さ対策として、普通教室や一部の特別教室など空調設備の整備は進んでおりますが、中学校の体育館の部室への設置も有効と考えております。現在未設置の特別教室含め、今後の空調設備の設置予定をお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） さっきの4番にちょっと付け足すんですけども、行事があったときにやめる勇気も必要ですよということは、校長さんたちには伝えておいております。

さて、そして5番目に行きたいと思います。

現在、普通教室や中学校の音楽室など一部の特別教室では、空調の整備を行いました。その他の特別教室、体育館などは、未整備ということになっています。現在は、熱中症指数が高い場合、特別教室で行う授業を空調が整備された教室に移動して行うというような柔軟な対応をうまく中学校のほうではやっております。

今後の整備につきましては、現段階ではっきりした時期お答えすることはできませんけれども、国の補助制度の動向を踏まえ、整備時期について、これは検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。この質問に関しては、これまでも別の議員からも同様な質問もあり、その都度、施設の状況調査であったり、それから費用の試算というの行われてきたものと認識しております。そんな中で、特別教室での授業においては、教室の

移動など柔軟な対応を取って工夫しながら授業をされているということは、こちら承知いたしました。また、体育館の空調設備については、多額の費用とランニングコスト踏まえてやっぱり難しい部分というのは今までもされており、今後の整備についても、やっぱり先ほどお話ありました国の補助であったり財政状況見極めでの検討になるというのは、私もこれは理解しております。

ただ、例えば中学校の体育館においては、土日祝日それから夏休みなど学校が休みの日に部活動で非常に多く利用されているのがあります。また、中学校の体育館の夜間に関しては、本当に毎日空きがないような状態で、多くの町民の方にも利用されているというのが実情あるんですが、そこで、例えばですけれども、部室のような中学校体育館の一部のエリアでも空調設備というのを整備することで、例えば教室が開いていない休みの日の部活動、登校してからクールダウンをして部活を始める、それから部活をしてちょっとクールダウンしておうちに帰るなどという、そういうクールダウンができる場所であったりとか、あと部活中に具合が悪くなった、暑くなったというときに体を冷却できる場所というのは現在ないと私は思っております。熱中症、そのクールダウンができる場所というの、やっぱり熱中症予防対策にも非常に有効かなと考えております。また、一昨年、山形のほうで、中学1年生の女性が部活帰りにちょっと倒れてしまって亡くなったという悲しい事故というのもありましたし、やっぱりそのときの対策としても運動後のクールダウンの必要性というのが重要だというのがされておりました。

そこで、新たな熱中症予防対策の1つとして、例えば教室が開いていない日クールダウンができる場所、それから体調不良の休息ができる場所の確保の必要性をぜひ検討してみたいかがでしょうか、お考えをお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 人の命ですからいろいろ考えていかなくちゃならないというところありますけれども、中学校の部活のほうでも熱中症について担当指導員のほうは非常にデリケートになっていると思うんです。部活動で熱中症で運ばれたということはないと思うんですが、あと、ないと私は認識しているんですが、ですから、それだけクールダウンを頻繁に、冷たい部屋ではないんだけど、部活動やめてお水を飲ませて、それを例えば1時間でやっていたスパンを30分、30分を15分みたいな形で徹底してやっているから、そういうの、夏の誰もいないときに熱中症になったりしないんだと思うし。また、熱中症になったら、そんな冷やした部屋でクールダウンするような悠長なことを考えないで、救急車を搬送して呼ぶ

というような、一番、何だろう、適切なこと、何ていうんだろう、方法で救うことが大切ではないだろうかと思えます。

それから、夜の体育館の使用なんですけれども、それを十分に理解していただいて借りていただくというようなスタンスでないと駄目なんじゃないかなと。至れり尽くせりでしたら、それこそ全館やっぱり冷房にしなきゃならないとかそういうようになってくると思いますので、それを十分に知った上で、中学生の子供たちと同じように、小まめに水を取ってやるとか、そういうような対策が……、あと、自分たちで、何か具合が悪くなったら救急車を呼ぶとか、そういうような対策は必要じゃないか。もしその対策が不十分であるというのであれば、こちらのほうで呼びかけて、そういうようなことをしてお貸ししますよみたいな条件をつけるというのもあるんですけれどもね。そこまでしなくても、借りた人の大人の責任でやっていただくしかないのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

そうですね、学校の部活動に関しては、活動時間を少し短縮して、その分クール時間を取る時間を設けたりしたりで工夫をされているということでしたので、そちらに関しましてもやっぱり引き続き対応のほどどうぞよろしくお願いいたします。

それから一般の利用に関してもそうですね、やっぱり使う側も大人がメインに使われていると思うんですけれども、地域の子供のお子さんも使われていると思うんですけれども、やっぱり指導者がそこに必ずついていますので、そちらに関しての、これ今後、新たな利用体系にはなるのかどうかちょっとあれなんですけれども、そうなった場合にその辺もしっかり織り込んだ上での貸出しというのをやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、6番になりますが、熱中症予防対策のさらなる強化に向けた取組として、児童生徒への熱中症予防教育も重要と思えます。町の考えをお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 保健指導や学級活動を通じて、児童生徒に対して水分補給や休養の重要性など熱中症予防に関する指導を行っています。子供たちに対しては十分やっているということです。もちろん指導者とか先生方があのくらいびりびりすれば、もう熱中症って危険なことなんだなというのは子供たちのほうにもひしひしと伝わっているのではないかなと思

います。それで、さらに徹底していきたいと考えています。

また、登下校時にリュックなどの利用を各小学校に展開するなど効果的な取組については、積極的に取り入れていきたいと。ですから、先ほど中島議員がおっしゃった、他校に波及するかというの、あと校長先生たちとちょっと考えながらやってみたいと思います。

保護者に対しても周知徹底を図り、熱中症予防対策にさらに万全な対策でもってやっていきたいと思います。

熱中症予防指針のほうもホームページに入って見ていただければ、県より少し厳しくなっているなというのが分かると思いますので、その厳しい中で取り組んでいるということをご理解してもらおうと、保護者にご理解してもらおうとはとてもいいことなので、ホームページまだ余裕はありますね、余裕は十分にあるということなので対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。そうですね、ぜひホームページとかに掲載していただいて、誰でも見られるような指数、それこそほかの地域と比べて厳しい数値になっているんだというのが保護者の方、親御さんがよく分かるように対応していただきたいと思います。

それから、生徒児童さんが自ら予防できる指導の推進というのは、私も非常に重要だと考えておまして、小中学校には、子供たちが主体となっている保健委員会とか、それから体育委員会とかという、そういう様々な委員会活動もあるというのも認識しています。そんな中に熱中症予防対策というのを取り入れているとは思いますが、そこにしっかり取り入れられる仕組みづくりというの構築していただきたいですし、あと、基本的な熱中症対策予防のほかに、例えば子供たち、生徒さん、児童生徒さんが自ら暑さ指数を計測してみて、今日どうするという判断を実際体験してみたりとか、日々の体調管理、友達同士で、今日どうなのという、体調の確認や声がけしてみる、こういう練習というの、そういう委員会とかで取り入れてみたらいいんじゃないかなと。子供たち目線での取組というのでも有効だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） そういう取組、生徒会の役員のほうが非常に前向きな子供たちが多いので、小山校長先生にお話しして、どこまでできるか今のところ具体的にお話はできませんけれども、隔月あるいは暑い日、6月から9月までですか、残暑厳しいという、強化月間み

たくしてやるとか、いろいろありますので、何かうまい方法が子供たちの中から生まれてきて、子供たち同士で危険を予知するというような感じに持っていけるように、あとちょっと相談してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 中島一都議員。

○5番（中島一都君） ぜひよろしく願いいたします。

あとはやっぱり保護者の方に対しての周知徹底を図るということでしたので、こちらについても引き続きよろしく願いいたします。

これまで小中学校の熱中症対策について様々な観点でお尋ねさせていただきましたけれども、子供たちを守るために、学校だけじゃなくて、日々の体調管理であったり適切な服装させたり水分補給の意識づけというのは、やっぱり家庭内というのが重要というのは理解しております。引き続き保護者の方と連携していただいて、よろしく願いいたします。

あと、最後となりますが、本町の小中学校の熱中症予防対策について既に様々な取組が進められていることが確認できまして、大変心強く思っております。同時に、やっぱり気候の変化に伴いこれまで以上にきめ細やかな先を見据えた対策というのも求められているということも確かでありますので、やっぱり子供たちが安全に学び、そして成長していける環境を守るというのが町全体の未来を守ることにもつながりますので、ぜひ引き続き、学校、保護者の方と連携を図りながら、時代に合った熱中症予防対策というのを、構築をよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 5番中島議員の一般質問が終わりました。

通告の順に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上質問願います。7番赤間幸夫議員。

赤間議員に申し上げます。質問途中、休憩に入ることもありますので、ご了承いただきたいと思えます。（「はい」の声あり）

それでは、質問願います。

〔7番 赤間幸夫君 登壇〕

○7番（赤間幸夫君） それでは、7番赤間でございます。

通告2点差し上げていますので、それらに基づいて、有害鳥獣に関することと建築基準法42条2項の道路に関することの2点でありますので、できるだけ簡潔に短く質問していきたいと

思いますけれども、何分思いもあって、なかなか自分の思いを伝えるというのは難しいことだなど、この間ずっと自分ながらに反省もしながら来ています。そういった点も踏まえて、自分も行政経験をしている立場からも、ちょうどこういった一般質問中、当時、古い話になって恐縮でありますけれども、とある自治体では、議員から質問の通告を受けると、すぐ通告を受けた所管課、それぞれの課の担当職員は、その議員さんのお宅にはせ参じて、質問の骨子やら、質問どういった点でというふうにいろいろとお聞きさせてもらって、それに対する答弁書を書く。書いて、私の場合は、当時、市長のほうにその答弁書を持って行って、何回となく赤ペン先生をされて、その上で勉強会をして議会に臨んでという経験、ずっとこの間、今日も一日、質問されている方々の状況見ながら、自分の状況も踏まえて思い返していました。なかなか質問者のほうは、答えるほうもさることながら、質問者のほうもいろいろと勉強しないと、自分の思いのとおりの答えが返ってこないんだなというふうな思いで聞かせてもらいました。こういったことも踏まえて、これから早速質問に入っていきます。

1点目の有害鳥獣（主にイノシシや鹿）対策から入ってまいります。

近年、農林被害や生態系被害、生活被害など、野生動物と人とのあつれきが深刻化しており、その解決策の1つとして、増え過ぎたイノシシや鹿の類いを捕獲するということが強化されてきております。

多くの自治体では、有害鳥獣の捕獲や、さらにはその利活用、処理に対して、国などからの補助を受けて取組が推進されていますと。

この間、松島町議会では、7月4日から27日までの間で町内12行政区において、議会報告会を行ってきました。とりわけ北部地区の行政区、あるいは私ども住んでいる初原あるいは桜渡戸地区等、そういうところでのイノシシによる農作物等への被害についての苦情、町への対応要望等が出されておりました。そんなこんなしているうちに、7月の18日でしたか、松島高校のグラウンドにおいてイノシシが出て箱わな等で捕獲したニュースが話題になったと思います。そういったところを踏まえて、今回、質問に及んでいます。

さらには、一昨日、1日からですか、鳥獣保護管理法の改正があって、人の生活圏に入った、特に熊のケースを指していると思いますけれども、今後はその自治体の判断で、自治体の首長さんの判断で発砲が可能になると。緊急銃猟制度が始まっております。熊による人的被害が多い、特に、盛んにニュースになりますけれども、秋田県の鈴木知事の弁なんかをお借りしますと、熊はどこにでも現れ、どう動くか分からず、効果的な武器の使用は簡単ではないのは分かっていると、市町村や猟友会に過度な負担にはならないようにしたいというふうな

ことが新聞記事等に掲載されたの読ませていただきました。

そういったことを念頭に置きながら、1点目の質問に入ります。

松島町鳥獣被害防止計画に基づき、令和4年から6年までの期間で取組をしてくれているものと考えますが、その成果として各年次における被害の現状と捕獲・処分状況についてお尋ねさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 赤間議員の有害鳥獣に関する1番目の目撃情報等々について現状どうなっているんだということでありますので、その捕獲、それから処分状況について、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 令和4年度から6年度までの被害状況になりますが、報告があった方からの聞き取りとなります。

イノシシと鹿を合わせまして、令和4年度が水稲、野菜などで面積97アール、被害金額が111万1,000円、令和5年度が150アール、被害額が160万5,000円、令和6年度が148アール、169万8,000円となっております。

なお、捕獲につきましては、イノシシになりますが、令和4年度が1頭、令和5年度と6年度がそれぞれ3頭を捕獲しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） そういった報告なり、あるいは実績ということ積み上げてきておるわけなんです。

令和4年から令和6年までということで、まずもってこの期間における計画で、今、担当課長から報告を回答としていただきましたが、今後、令和7年度についての見通しなんかもお考えでしたらお話しいただければと。もう既に発出しておればそれはそれでお伺いしますが。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 年々イノシシの被害については増加するものと考えておりますけれども、今報告しました聞き取りにつきましては、あくまでも農家さんのほうから連絡があった数字になりますので、実態をつかむ方法としては、例えば農協あたりで組合長会議とかがあった際に、実際の被害というような形で聞き取りする方法も考えなければいけないのかなというのは思っておりました。

そうすると、おのずと、令和6年度が148アールの169万円の被害となっていますけれども、もうちょっとその実態をつかむとなると、増加する傾向にはなっていくんだろうなどは考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 今、課長がお答えいただきましたけれども、令和4年から令和6年までのこういった被害実績、あるいは、そういった発生しているイノシシ、鹿等の頭数とか、それは宮城県のほうにも報告を求められておるのではないかなと思うんですけれども、そういったことについて同じ数値が上がっているという理解していて構いませんか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 同じ数字を報告しております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） ありがとうございます。

その上で二、三お尋ねしますけれども、例年6月、今年は6月20日でしたんですけれども、松島町の農作物等有害鳥獣対策協議会の総会を開かせていただいて、その折に松島の有害鳥獣に対する取組等、事業報告いただき、それに係る予算等、実績としてですね、報告いただいて、さらには令和7年度へ向けた取組についてもお話しいただいているというふうなため、私も同席させてもらいましたのでお伺いしました。

そういったところからも、要は、この1点目について、先ほどお話しいただきましたけれども、私も実行組合長会の一員でありますから、仲間たちにどんな状況と聞くと、担当課長がつぶさに理解しているとおりに、年々殖えています。殖えているというのはイノシシの殖え方がね、通常の殖え方と違って、目を離すと次々とウリ坊が発生して走り回っているというような状況です。

今日の朝もそうなんですけれども、私が起きてあれだ、4時前後から明るくなって、5時ちょっと過ぎになって明るくなるんですけれども、雨、ちょっと雷雨等伴った雨なんか降っていますね。そうすると、今年、おかげさまで天候がよくて田んぼの稲が進むということになると、あぜなんかの草刈りを既に行っておって、そこが雨なんかぬれると、さらにイノシシが好むようなミミズですね、大きなこの辺で言うドバミミズと称していますけれども、そういったものを食い荒らすと、ついでに畦畔、あぜ道までも荒らしていくと。こういうような状況なんですね。それが随所に目に留まるようになってきています。それくらい甚だし

く、イノシシによる農地への被害が見てとれるようになってきています。

たまたまイノシシを見かける時間帯というのが夕方薄暗くなりつつある時間帯であったり、大体この辺の、今の時期ですと4時半頃から5時過ぎくらい、朝ですと夜明けと同時に、5時から6時ちょっと前くらいまでの間なんですけれどもね。見かけると、どこまで追いかければいいのかなと思いながら行くと、やはりイノシシ、猪突猛進で、真っすぐ逃げる、どこまでも車で追いかけて、真っすぐ逃げていくんですね。川だの横断されるとこっちもお手上げなんですけれども。

そんなこんなで、いずれは、あまり殺処分とか、あるいは止め刺しとか、箱わなに入れてね、そういったことするの、私、同僚議員からも笑われるんですけれども、動物愛護者の立場も持っているからなかなかしたくないんですけれどもね、見たくもないんですけれども、そうは言ってもいられないという状況にきています。

そういった実情も所管課の担当課長さんには訴えながら、町長までこの思いをつなげて、何とかひとつ、町内の農業耕作者の皆さんの要望酌み入れて、年々少しずつで結構ですから、予算枠として箱わなとかの個数、今6基購入して設置されていますけれども、そういったものも増やせていけたらなという思いであります。

そういったところも踏まえて、1点目、状況だけはまず把握させていただきましたので、1点目終わらせていただきます。

次に、2点目でありますけれども、令和7年度以降の計画の取組については先ほどお答えいただいていますから、イノシシの繁殖力というのは、被害拡大防止の観点考慮した場合に、もう既に喫緊の課題。他市町の状況なんかも見てみますと、もう既に早いところでは令和元年過ぎから対応してきていますから、そういったほうの状況見ると、もうちょっと各自自治体の踏ん張りが必要ですし、多分に広域的な取組までも見据えて対応していかないと追いつかないんだろうなという思いであります。

そういったことを見たときに、国での補助政策なり、これも少しずつ、今日も農業新聞なんか見ますと、概算要求基準、概算要求枠なんかも少しずつ増やしているようですけれども、そういったところも踏まえて見た場合に、松島町として今後そういったところも踏まえて見たときにどういった対応をしていきたいというふうに考えているか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 国の交付金となります鳥獣被害防止総合支援事業交付金につき

ましては、鳥獣被害対策実施隊の活動に充てているところです。年々イノシシの被害拡大が増加しており、現地調査や箱わなの見回りの出動回数も増加しておりますことから、宮城県にも交付金の増額を要望しておりますが、鳥獣被害が全県的に増加しておることから、事実としては増額には至っていないというような状況なので、今後も被害防止拡大に向け、強く宮城県のほうには要望してまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） それで、先ほど総会も開かれて、総会の場面にもいろいろお伺いをさせていただきました。

今、有害鳥獣の捕獲従事者、名簿なんか見させてもらおうと、13名が隊員として登録されているようなんですね。これ塩釜支部として、宮城県猟友会の塩釜支部として登録されているんですけども、その方々の名簿を見ますと、たまたまでありましようけれども、塩竈で3名、多賀城市で3名、利府町で5名、東松島、石巻それぞれ1名でトータル13名という形になっている。残念ながら松島の方はメンバーにはないわけなんですね。狩猟免許等見ますと、ライフルあるいは散弾銃、狩猟に及ぼすわな関係の免許、そういったものをお持ちだということなんですね。

そういったことに対して、たまたま他の自治体にお住まいの方々が隊員でしたので、二、三聞いてみますと、免許更新したり免許を取る際にも、自治体によっては補助等して下さるケースがあったり、資格だけじゃなくて、そのわなに、箱わな等に要する、何ていうんですかね、おびき寄せの餌とかそういったものも対応していただいている。そういったものは、補助メニュー以外でも、その実施する自治体の中で、自治体からの補助枠、単独継ぎ足し的な予算で対応していただいているような状況もあるわけなんですけども、その辺についての考え方で、先ほど太田課長さんから答弁をいただいていたけれども、あくまで、あれですかね、最初にお答えいただいたのは、鳥獣被害防止総合対策交付金、生の数字での部分のお答えなんですかね。町からの補助継ぎ足し分というのも入っているんですかね、入っていないんですかね。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 実施隊用の補助につきましては、国のほうから直接実施隊のほうに交付されるという仕組みが取られておりますので、金額でいうと70万円から60万円ぐらいの範囲で来ているんですけども、なかなかその増額には至っていないというような状況です。

そして、今お話ありました免許関係なんですけれども、隊員については13名で、町内在住の方がいらっしゃらないというお話なんですけれども、かつて松島にお住まいの方も若干いらっしゃるといようなことなんですけれども、実際は松島には住んでいないということ。この13名については、利府町さんと広域で、同じエリアだろうということで、広域連携で、同じ隊員さんが従事しているような状況です。それで、隊員も高齢化とか、それから危険な作業が伴いますので、その成り手不足というのがやっぱり発生しているところでございまして、その成り手を増やすためにどうしたらいいのかというように、各自治体のほうでも狩猟免許、講習の受講料とか、猟銃の所持免許の申請費用の助成なんかも行っているというのは伺っているところなので、その辺についてはちょっと調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） ぜひともよろしく、その辺の捉えについても、新年度、あるいは明年度以降でも構いませんけれども、できるだけ早い時期に措置をいただくようお願いできたらと思いますので、よろしくをお願いします。

あわせて、この折り込みで入れてもらった、申請開始が5月の12日からだったんですけれども、これは農業耕作者への皆様へということで、松島町から、先ほどお話しした鳥獣被害対策事業費補助金を使って電気柵、防護柵等々の措置を、たしか50万円程度でしたか、予算づけしていただいたと。議会報告会に臨むに当たってお伺いしたところ、7件の申込みがあって、既に40万円を超していたという状況で、あと2件程度の枠組みだというふうに情報をいただきました。

今現在、この情報に対しての、情報というか、この補助金の使われ方というか状況等はどんなあんばいになっていますか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員が言われたとおり、50万円のうちの大体もう四十七、八万円まで来ているというのは、担当から聞いております。

今後については、今後どのようにそういった申込みが来るかによって、担当といろいろ推理をして考えていきたいというふうに思いますけれども。

それから、いろいろな、今、資格、隊員のお話がありましたけれども、今、先ほど課長から答弁あったように、これは町単独だけじゃなくて、県内の市町村全域で同じ課題を抱えているということでございますので、これで市町村が一体となって県を通じて国のほうには申し

上げている。これは別に宮城県だけじゃないので、ちょっと今、なかなかこれについての手当が回ってこないのかなというふうに思っております。

ただ、宮城県でも一番最初は県南の丸森から発して、イノシシの尾っぽ1つで5,000円とかというのあったかと思えますけれども。なかなか、じゃあ町でそういうことをできるかといっても、なかなか捕れるぐらいの方もいらっしやらないし、それから、先ほど9月1日からの改正もちょっとお話しされましたけれども、銃を所得する方々というのは極端に減ってきていると。これらに対しては、前もお話ししましたように、免許の更新が大変なことと、それから毎年毎年の維持管理をするが上の経費が大変だということで少なくなってきているということでございまして、せつかく9月1日に首長が銃を認めてもいいというふうになっても、実際その銃を持っている人、じゃあどこにいるんだというふうな状況になるのではないのかなというふうに今危惧しておりますけれども。全体的に、松島だけじゃなくて、さっき利府とこういった部分については共同してということでありまして、1つの宮城県の中でしっかりとこういったものにスタンスを変えてやっていきたいというふうに思います。

それから、これから米の収穫時期に入りますけれども、稲をこれから食べに来るのもいらっしやるようなので、この間、三浦の、うちのほうのですね、集会にしばらくぶりで行ったら、イノシシの話と米1俵の値段の話、これで盛り上がってましたので、大体話題がそういうふうになってきているのかなというふうに思います。

その辺の実態をしっかり踏まえて、対応取れるものは早め早めに対応していきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 今、町長から答弁をいただいて、町長にはぜひとも近隣市町、宮城県、それから国へまでも要望等深めていただきたい。何分、相手、環境省の対応で、農業新聞とかいろいろ、あるいは通常の一般紙なんかもそうなんですけれども、取組に対しての予算づけが地方、こう言ってはあれですけれども、丸投げ的な捉えとか対応で済ませているところあるので、この辺、宮城県出身の国会議員の方もそういった立場になった方もいたからですけれども、あまり強くは言えなかったんですけれども、できるだけ、本来ならば全国一律に、もうイノシシ関係は北上に北上重ねて、岩手越えていますよね。そうすると全国レベルで、今、町長がお答えしていただいたように、こういった有害鳥獣対策としての要望、国からの予算づけ、それに対応する自治体の取組、ましてや、その対応の仕方、先ほどちょっと余談で、私、動物愛護者ですよくらいの話しましたけれども、何も猟銃でなくて

も方法ありますからね。そういった方法も踏まえて、できるだけ一定程度の割合で捕獲、処分ということも念頭に置きながら対応していただくように、松島町側からも声上げていただければありがたいと思っています。よろしく願いしておきます。

それから、3番目になりますけれども、対象鳥獣に対する町民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合に、県並びに県の振興事務所あるいは警察、消防署、有害鳥獣駆除隊への役割と連携はどのようなものかということで、そういった点を質問させていただいていますので、この辺、現段階での捉えとして、町民向けとしてのお答えをいただけたらありがたいです。よろしく願います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 対象鳥獣の目撃情報や被害があった場合の現状の町の行動でありますけれども、役場への連絡のみならず警察への連絡もあり、その際は役場への情報共有をされ、職員が出向きまして付近の巡回確認や花火による追い払いを行っており、県の鳥獣目撃情報等マップを随時更新し、ホームページで町内の出没状況を確認できるようにし、注意喚起を行っているところであります。

また、出没が多い箇所には、鳥獣被害対策実施隊に連絡し、適切な箇所を確認いただきながら、町職員が箱わなの移動運搬、センサーカメラの設置、確認等、捕獲サポートを実施しているところで、今後も関係機関と連携しながら被害防止に努めてまいりたいと、このように思います。

なお、被害者等への対応につきましては、イノシシを誘引する場所の除去が有効であるため、庭にある果物の管理や緩衝帯としての周辺の草刈り、ごみ集積所に収集日の前日から生ごみ等を置かない等をお願いをしております。また、本年度より、農作物等鳥獣対策事業補助金を実施、電気柵等、被害防除として補助を行っているというのが現状であります。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） ありがとうございます。

これは、議会報告会とかで歩いて、議会報告会の中ではなかなか発言でき得ない方が、帰り際にちょっとということと呼ばれて、どうしましたと言ったら、有害鳥獣駆除で、何か前に受けたことあるそうなんですけれども、箱わなとかそういったもの、以前に、初期の段階というんですかね、草刈りした草をきれいに片づけて堆肥化して、その周りに、町から譲っていただいたと言ったのかな、案内を受けたと言ったかな、木酢、木炭酢、あるいは竹炭酢というんですかね、いわゆる忌避剤になるやつを工夫してテープで囲って置いたりするだけでも

効果ありますよという話、そういったもの推奨してもらえたらなという話もあったわけですが、けれども。

あるいは、最近よく対策に苦慮するとユーチューブ頼みになってしまっていてユーチューブ見るんですけども、全国至るところでいろいろな工夫でイノシシを寄せつけない方法、最近では何かすごく辛いからしのようなものを粉材としたものとか、あるいは海の産物で、これはちょっと邪魔者らしいんですけども、ヒトデ類の粉、そういったものも場合によっては対応できるからそういったものも使ってみてはと。その人は何かいろいろ試しているそうなんですけれども、私も1回言われて、ホームセンターに行ったりして、あるものは用意して対応してみたら、なるほどなど。まず耕作期間、4月から10月、ちょうど今頃過ぎくらいか、10月くらいまでは何とかかんとか、まき返しまき返し、あとは見回り点検するだけですね、何とか対応できていましたから、それも1つの方法だなど。

とにもかくにも、今、町長の答弁の中にもありましたとおり、身の回りの清掃、生ごみとかあるいは食べ物になるようなものは放置しないと、これが鉄則ですので、そういったことをできるだけ実践していけるようにと、機会捉えて、実行組合長会でも何でも話していきたいと思っています。

まずは、1点目の有害鳥獣（イノシシや鹿）対策については、以上で1点目終わります。

○議長（色川晴夫君） 1 問目の質問が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思いますので、再開は14時30分、14時30分に再開します。

午後2時14分 休 憩

午後2時30分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

7 番赤間幸夫議員、質問どうぞ。

○7 番（赤間幸夫君） それでは、休憩前に引き続き2つ目でございますが、生活道路（建築基準法第42条2項道路）、一般に2項道路あるいはみなし道路と言われている道路に関して、これより質問を展開していきます。

本町の都市計画区域、特に市街化区域内における建築基準法第42条2項に基づく道路を生活道路とする場合に、その道路の生い立ちあるいは形態は様々であり、その道路、2項道路・みなし道路とに接して住宅が建ち並び、住民の生活が営まれております。

今回、質問をするに至った背景に、高城町高城字町東の一というところを題材に見ましたが、

町内至るところ、特に海岸線である町の関係もあるのでしょうか、そういった道路形状したところに住宅が建ち並んでいるケースもありますので、総じて同様な課題があるのではないかなという思いから、今回の質問に及んでおります。

あくまで松島町がいわゆる建築確認上の特定行政庁でないという前提の下に、いろいろな対応を仙台土木事務所、県との連携に基づいて、行政指導なり行政サービス展開をしておるといことも踏まえて今回質問に及んでいますので、できるだけ答えをいただけるような範囲で答えていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、第1点目であります、本町の行政区域内における2項道路の形態はどのようなものがあるかということでもまず最初にお尋ねしますけれども、発生諸元として、俗に言う公図上の赤線、青線、農道、水路敷等が、時代の流れ、趨勢によって、狭隘な道路、あるいは水路に蓋がかかって表面を道路として活用しているようなケースなんかもあると思いますけれども、松島町のケースとしては、主にどんな形態、生い立ちをしようしているのかなというところをまずもって最初にお答えいただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 赤間議員の生活道路に関する質問内容等につきましては、各項目について担当課長より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 建築基準法上の道路につきましては、同法第42条に規定されており、大別して10種類の道路がございます。今回ご質問がありました2項道路は、その名のとおり同法第42条第2項に規定されている道路でございます。

本来、接道される道路の幅員が4メートル以上必要なところ、当町を管轄しております宮城県仙台土木事務所が指定すれば4メートル未満の道でも道路とみなすため、一般的にみなし道路とも呼ばれております。

また、2項道路も含めました各種道路につきましては、仙台土木事務所より提供を受けております指定道路情報図台帳におきまして位置等を把握しているところであります。本台帳は住宅地図上に各種道路が種別ごとに色づけされており、それぞれ把握できるようになっております。これは副本としまして企画調整課窓口に備え付けておりまして、道路種別の変更があった場合は、仙台土木事務所より通知され、随時更新しているというところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） それで、まず、今お答えいただきましたけれども、建築基準法施行された1950年、昭和25年11月23日以降になりますけれども、その場合にも松島町としては、知りたいのはですね、いつの頃からか、県の出先機関で、私が担当した頃は仙台東土木事務所って多賀城にあったんですけれども、今現在はそれがなくなって仙台土木事務所に一括、1本になって存在しています。松島町の建築確認におけるそういった2項道路、みなし道路の存在確認と、それに2メートル以上の接道義務を果たす場合の、2メートル以上の接道というよりも、セットバックして、その箇所が4メートル未満であっても、セットバックすることによって4メートルに相当する道路として存在せしめて、建築確認等、町を經由して、建築主がですよ、建築士さんに頼んで確認申請図も作ってもらって、県のほうに進達し、県のほうから確認をいただくという形のスタイルになっているんですかね。いつ頃からこれなっていますかね。その辺の経緯、経過、若干お伺いします。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 正直言って、いつ頃からなったかと言われて、正直、この時期ですというのは、私も分かりかねる。ただ、私が役場に入ったときはそういうスタイルで確かにあったかと思えます。ただ、そのときの建築確認の受けが仙台東土木ということは確かにそのとおりで、そのときは建設課であったり別な部署であったり、これは内部で異動があったりや窓口が移動したことはあります。多分私が入ったのが昭和五十何年ですから、それ以前からそういうふうになっていたかと思えます。その後、最初仙台東土木ですけれども、その後、土木事務所になったので、土木事務所と、記憶です、すみません、間違っていたら申し訳ないですけれども、あと建設住宅センターですね。県のあれにも両方に出してもいいですよというような流れにもなったのではないかなと。

ただ、今はそうじゃなく、仙台土木事務所だけということで、私が現職でいた頃にもそういう流れで、松島町が窓口として確認申請を受付というか、経由しながら進達して上げたところであったかと思えます。ですから、どこからスタートしたかといったら、建築基準法、さっき言われたように、昭和25年、それ以降でないかなという気はしますけれども、私の記憶としてはそういう感じであります。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 質問の肝どころというか、一番のあれは、どうしても道路の形状として2項道路の指定、いわゆる道路の位置指定をかけたのと、単にみなし道路が建築基準法上の

位置づけを持つ2項道路ですよということがはっきりさせるためには、地元の自治体で確認をして、その確認をもって、確認というのは行政相談をしてですよ、これでこの道路を接道箇所と、公の道路という位置づけでもって確認をいただけたら、初めて建築主は、建築コンサルタントとか、あるいは先ほど出ましたけれども、建築センターとか、そういうところをお願いして、確認書一式、図面等皆含めて作ってもらって仙台土木事務所のほうに提出をし、そして全部チェック項目、特に道路関係が主になるんですけども、そういったところをチェックされて確認に及ぶということなんですけれども、私が言いたい肝どころというのは、どうしてもそれぞれがその道路に面して連檐して住宅が建っていくと、皆さんが、センター振り分け、例えば最低でも2メートルずつ振り分けて4メートル道路相当にしてセットバックをするわけですよ。セットバックしたものについては、ここからがまた町にお尋ねすることなんですけれども、そのセットバックしたものが原状回復させたり、いろいろと事情があって手狭な状態になっていても確認上は必要としますから、その部分、自分の財産であって自分の財産になり得ない部分なんですけれども、そういったものについての部分が、隣近所、私のところでは下がったけれどもあんたのところ下がらないねというふうな形。いや、道路として形づくって舗装でもかけるような状態になれば下がりますよなんて話でね、つついやっていく。すると、代々近隣もめの種にもなるわけなんですけれどもね。そういったところに対して、やはり行政がきちんとその行司軍配役も含めてですけども、入ることになると思うんですね。そういったところから、あえてセットバックに対しての部分、町、町民の皆さんがうちを建てたいんだけっとも、おらいのうち建てるところに、目の前にある道路は、道路の性格は、建築確認上どんな道路ですかとお尋ねするときに、一番最初の窓口は企画さんなんですかね。その辺の事務手続の流れだけ教えてください。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 窓口の話は最後にさせていただきたいと思いますが、道路の位置指定、さっき私入った頃はそうなってスタートしてましたと。そのときに、入ったときに、町としては、道路、2項道路、みなし道路、あとはそのほか3項とかいろいろ出てくるんですけども、そういう道路の場所が道路法の道路とかと、建築確認するときに必要な項目が1つの図面にないねと、町で相談に来られても把握できませんねということで、私入った頃に、私の先輩がそれを図面に図化した。これは、町だけでなく県の協力も、そういう情報ありますから全部、それを町の白図にプロットして、1つの図面。そして、今の図面はそれからもっとリニューアルされてきていますけれども。そうして、来たお客さんに対して、

あなたの家は町道、道路、本道路、町道であるとか、2項道路であるとか、その他とか、そういうことで窓口で説明できるように、私が入った頃にそういう整備を先輩も含めてやられていたというのは記憶しております。

そうした中で、今みたいにご相談あって、大抵今は設計コンサルタント、不動産屋、住宅メーカーが事前に、建設課であったり企画であったり文化財であったり、そういうほうに實際来ることが今は多くなりました。ただ、そういうふうに個別的に土地手放したいんだけどもというときには、道路どうなってっぺね、事前に来られたときは、企画とかが全体的な窓口として対応させていただいているという形になっています。その辺の情報も県から随時流れてきていますので、そういうことで一般住民には対応していると。

ですから、不動産屋、そもそもいろいろな方で、毎日のようにいろいろな方が企画を中心にしながら、ずっと来られているのが現状です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 今、答弁をいただいたね、大体あれなんですけれども、建築主さんはやっぱり生涯に1回か、多くても2回あるかないかの財産、うちを建てるわけですよ。建てて住んでいくと隣近所との付き合いというか、自然発生的にも隣近所のお付き合いが出てくるわけなんですけれども、たまたま茶飲み話か何か分かりませんが、そういったときに、ところで、ここ生活道路お互いさまで後退してできるよねと、未舗装でも何でも道路の位置指定取られるようなケースがあれば建てられるよねということで、代替わりしていくと、だんだんだんだん変化していくわけですね。それで、あるときに、じゃあその道路、性格も含めて町のほうに相談に行ってみましょうかということになって、町のほうに相談行った場合には、この場合は仙台土木事務所から、複製本なのか何か分かりませんが、そういった台帳なんかも町としては備え管理していて、相談に応じてお答えしてあげる形取っているんですかね、その辺はどうなんですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今言われたように、いろいろなケースが相談に来るとき、場所をちゃんと言っていたら、2項道路扱いになっている、いや、別の言い方すると非道路とか、道路法上の道路とか、こういうこと随時説明できる、あるいは何も位置指定ないからみんな共有地ですねとか、いろいろなケースがありますので、そういうことでは随時説明はしているのが今の現状であります。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君）　ありがとうございます。

今、これだけネット関係が普及していますと、いろいろ、例えば42条2項道路あるいはみなし道路というふうな項目を入れると、情報が一度に全部出て、その道路のありようが模式的にセンター振り分けで2メートル、あるいはセットバック分が、3メートル80程度だったら10センチずつ後退していますよという表しなんかも出て、見られるようになっているんですね。

だから、私ども行政に携わった人間よりも詳しく、あるいは建築関係に携わった人間なんかもそうなんですけれども、詳しくそういった実態も把握している。ただ、民間のそういった土地トラブル等になってくると、いつの間にか土留めとかなんとか、建ってはいけないところ土留めが建ってしまったたりすると。一方、10センチで後退して済んだのに20センチ後退しなければならなくなった。そういったのって近隣関係のもめごとの種になるわけですね。そういった場合に、やはり町が間に立って対応すべきではないかなと思っているんですね。

この場合、どうですかね、町はその間に仲介料取って対応なり得ますかね。

○議長（色川晴夫君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　ちょっとこれは回答として難しい内容かなと。民民に対して町が入ってどうのこうの、なかなかこれ正直言って難しいですね。ただ、どうなんでしょうねと来たら、こういう考え方ありますねというぐらいお話しはできるかもしれません。また、そこに例えば赤線、青線とか、何か町道とか、何かその他あれば、そこではいろいろと入って一緒にお話することはできますけれども、まるきりの民民となると、やっぱりそこにはちょっと限界があるのかなというふうにも実際感じております。

○議長（色川晴夫君）　赤間議員。

○7番（赤間幸夫君）　よく先輩たちからも、その辺は民事不介入の原則とあって、あんたたちの立場が、きちんと入ってはいけない分野まで入ってしまうと、費用弁償も含めて損害賠償請求対象になるよというふうな脅し文句まで言われて育ってきたんですけれども、やっぱりそういったこともあり得るということで、今、副町長からの答弁の内容で大体は理解します。

それで、3番目に移りますけれども、2項道路の復元立会の在り方でお尋ねしますが、自治体によってはなんです、セットバックに係る費用の一部を補助したり、助成金あるいは奨励金を交付したりして、地域の安心・安全策のために、災害用道路として、あるいは避難路として確保するというふうな意味もあって、あるいは、下に埋設管路が入っていて管路敷という形で利用も兼ねれば、そういった補助制度も兼ねて対応するようなケースがあるということで、その費用の内訳なんかも見てみますと、参考までに、セットバックに係る費用は、

境界確定測量から始まり分筆登記、あるいは擁壁撤去、あるいは擁壁あったものを撤去し、さらに再設置し直しという形、あるいは舗装、表層の舗装なんかまでかけてというふうなところに、一定程度、資金補助、助成等費やすような形もあるんですけれども、松島町の場合に、復元してほしいんですといった場合には間に入って対応していただいているという形ですかね。これは前例的にあるからですけれども。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） セットバックしたところ復元してほしいというところで、実際町が具体的に入っていくことはないのかなと。そういう話はあまりないかな。ただ、セットバックしたから、これ分筆して、町にその分を道路として使っていいよと、税金はかからないよという言い方でご相談あったことは、今はあまり私のところにはないですけれども、そういう例はあったかもしれないな、あったような気がしますね。

そのとき、じゃあ町でどこまでが費用出したかという、多分出していなかったかと思えます。ただ、その境界とか、昔の、ここまで下がったらいいとか、あと最後は舗装します、町のほうでしてください、そこは町でじゃあ対応しましょうかというような話は、例はあったかと思えます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） あわせて、追加ですけれども、セットバックした部分の民有地、地権者さんの土地分については、これは道路のみなし道路、2項道路であって、みなし道路ではあるんですけれども、それは課税対象として課税されているんですか。100%減免になっているんですかね。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ここが、セットバックしても、建築確認上、分筆しなさいというふうにはなっていないかと思えます。ただ、確認申請書で許可出す側で現地確認して下がっていますねという形は出てくるかと。そこまで復元、そのときに復元という、どこですかという点は出てくる。それは仙台土木事務所のほうでやる。

ただ、そのときに、分筆されていれば、これ町としては非課税。分筆されていなかったらどうなるかという、基本的には、100坪あったら、道路があなた二、三坪ですね、そこが道路になっていますねということで、その分を概算で単純に計算するんですけれども、そこは非課税扱いにするように取り計らっているのは現状かと思えます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 非課税あるいは減免対象にしますので、その分の申請をさせてという形でよろしいんですか。そういう関係図書を準備して出してくださいという形で。ということ
でよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 出してくださいというか、建築確認時に下がったのと、あとは職員が
現地に入って、検測というか測量、簡単な測量かけて、全体の面積の例えば10平米ですねと
か、それについてはじゃあ非課税扱いにしましょうと、減免しましょうというような、そう
いう形を取らせていただいております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） おおよそ大体用意した質問はあれなんですけれども、最後に、その対象
となる道路、2項道路、延長が、これは多分構造令的にだと思えるんですけれども、擦れ違い
路とか、あるいは、どこか一番奥まったところに転回広場、転回路というのをつけてあげて、
35メートル以内とかなんとかって大体建築基準法で決まっているものがあると思いますけれ
ども、そういったものをもって、地域に対して、行政側から関係する地権者さんを集めての
会議とか、会議というのは説明会とかね、そういったものを求められればしてあげるとい
う形は取れるんですか、町としては。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） そこが一番大事なところかなと思います。そこで、多分、町所有の道
路がないと、民民の所有とか一部町とか。それで、やっぱりそういう場合は、私は大いにあ
っていいと思いますけれども、ただ一番が、皆さん、その関わった全員の方が協力してい
ただいて、じゃあ町もという話にも行って説明するのは一向に、我々そういう立場で、将来の
あるべき姿はこうあったほうがいいねという話で、あと法的に建築建てる時はこんな条件
くつつくからねと、それを将来何かのときやる時にはちょっと心に入れていてくださいと
か、そういう話は一向にしていきたいというふうに思います。そういう場があれば、逆にあ
りがたいなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 細々といろいろ聞きましたけれども、一般の事務手続的などころの部分
にも差しかかっていますけれども、町内、今回は高城町のケースを出しましたけれども、い
ろいろ見て歩くと、市街化区域の中における複数建築、従前地は1屋敷で持っていたものか、
あるいは2屋敷くらいで持っていたものが、4つ、あのケースは5つくらいまで、4ないし

5棟、あるいは6棟くらいまであるのかな、そういったケースもあって、道路位置指定の延長で取って、再確認申請を取って対応しているというようなケースが散見されます。

本来、市街化区域の中で1,000平米を超えれば、開発行為手続を踏んで開発許可の下に整備されれば、もっと明確に土地の性状も区画関係もしっかりするんだと思いますけれども、なかなかそうならないままに進んでいるというパターンがあったりして、将来とも近隣関係のもめごとの対象になるということが、できるだけ未然の防止策として、行政もそこに一定程度注文をつけるというか、制約をかけながら整理していかないと、後々に近隣関係のトラブルというふうなことになりますから、今日はあえてそういったところを踏まえてお尋ねをさせていただきました。

これまでで私が今回最後の質問者になってしまったんですが、やはり松島町のいいところは、職員の皆さんがそうやって答弁していただきましたけれども、身近なところに感じられる職員像であって、町民の皆さんが安心・安全という点でもすぐにお答えいただけるような姿が望ましいなという思いですので、こういったところを念頭に置きながら行政対応していただければ、私としては幸いです。

できるだけ皆さんで話し合いながら、住民の側に立った目線で対応していただくように、心してお願いして、私の立場、今回の質問いっぱい終わります。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員の一般質問が終わりました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。再開は明日、9月4日午前10時です。

今日は大変ご苦労さまでした。

午後2時55分 散会